

議長

おはようございます。

本日をもって召集されました平成28年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

5番 内田 恵子議員、6番 西股 裕司議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

平成28年第1回議会定例会の運営について、去る3月1日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員派遣承認1件、各委員会所管事務調査1件、町からは執行方針2件、平成27年度各会計補正予算6件、条例関係17件、一般議案1件、平成28年度各会計予算7件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月8日から3月16日までの9日間とすることで意見の一致をみております。最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり、開催期間が長くなることから議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は3月8日から3月16日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は3月8日から3月16日までの9日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成28年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本定例会に当たり 2 件の行政報告を行います。

初めに、町立病院の診療体制について、御報告申し上げます。本年 3 月での戸田院長の定年退職に伴い、外科医師は不在となりますが、江別市立病院との医療連携により総合内科の医師を、院長職を含め 2 名派遣いただくことになっております。これにより 4 月からの診療体制は、院長に、引き続き派遣となる山内医師が就任し、新たに 3 カ月交代で派遣となる医師 1 名を加え、内科 2 名体制となります。内科の充実により、内科診療や検診などの予防医療の一層の取り組みを進めるとともに、外科医師は不在となりますが、外科的診療の初期対応を含め、専門医などと適切な連携の上で、総合的に診療に対応してまいりますので、御報告申し上げます。

次に、住宅リフォーム等助成事業についての御報告を申し上げます。本年度より、住宅リフォーム世帯を対象に実施した本事業につきましては、2 月末までの完了件数は 3 4 件で、工事費総額 3, 9 4 1 万 4, 0 0 0 円、助成額は 6 6 8 万 6, 0 0 0 円です。なお、事業にかかわった町内業者は 8 社でございます。以上、一般行政報告といたします。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程 4 平成 2 8 年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町 長

(平成 2 8 年度町政執行方針演説をする。)

議 長

以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程 5 平成 2 8 年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教 育 長

(平成 2 8 年度教育行政執行方針演説をする。)

議 長

以上で、教育行政執行方針演説を終わります。

両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことといたしますので、御承知願います。

1 0 時 5 0 分まで休憩をいたします。

(午前 1 0 時 3 8 分)

(午前 1 0 時 5 0 分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程 6 議案第 7 号から日程 1 1 議案第 1 2 号までの 6 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程 6 議案第 7 号 平成 2 7 年度南幌町一般会計補正予算 (第 4 号)

●日程 7 議案第 8 号 平成 2 7 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

●日程 8 議案第 9 号 平成 2 7 年度南幌町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

●日程 9 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

●日程 1 0 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度南幌町介護保険特別会計

補正予算（第4号）

●日程11 議案第12号 平成27年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上6議案を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第7号から議案第12号までの6議案につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第7号 平成27年度南幌町一般会計補正予算（第4号）につきましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業委託料の追加、南幌温泉基金積立金の追加、地域経済循環創造事業交付金の追加、経営体育成基盤整備事業負担金の追加、小学校及び中学校改修工事費の減額並びに年度末における事務事業の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6738万6,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、高額医療費支給システムの改修による追加、高額医療拠出金並びに保険財政安定化事業拠出金の減額、国庫支出金清算金の追加、歳入では、平成27年度保険税の減額、国庫支出金の減額、療養給付費交付金、共同事業交付金の追加並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,573万3,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、業務予定量の見直し、一般会計からの繰り入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。その結果、業務予定量では、年間延患者数中、入院を1万2,078人に、1日平均患者数中、入院を33人に改めるものであります。収益的収入では、既定予算から2,791万3,000円を減額し、5億8,115万7,000円とするものであります。収益的支出では、既定予算から2,365万3,000円を減額し、5億9,515万3,000円とするものであります。資本的収入では、既定予算から55万円9,000円を減額し、3,548万1,000円とするものであります。資本的支出では、既定予算から57万2,000円を減額し、4667万7,000円とするものであります。

次に、議案第10号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、維持管理負担金及び消費税額確定による減額並びに公債費の確定利率による減額、歳入では、一般会計繰入金の減額並びに町債の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,365万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,428万9,000円とするものであります。

次に、議案第11号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予

算（第4号）につきましては、歳出では、保険給付費の追加、歳入では、保険給付費の増額に伴う国庫支出金、道支出金、基金繰入金等の追加並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,561万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,462万4,000円とするものであります。

次に、議案第12号 平成27年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、一般会計繰入金及び繰越金の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,217万1,000円とするものであります。

議案第7号につきましては副町長が、議案第8号及び議案第11号並びに議案第12号につきましては住民課長が、議案第9号につきましては病院事務長が、議案第10号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは初めに、議案第7号 平成27年度南幌町一般会計補正予算（第4号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。23ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,322万9,000円の追加です。説明欄で一般管理経費として、ふるさと応援寄附謝礼品100万円の追加です。実績に基づきそれぞれの項目で追加するものですが、現在の状況につきましては別途資料を配布しておりますので参考にしてください。電算機器管理運営経費で1,222万9,000円の追加です。それぞれ精査により追加並びに減額を行うものですが、委託料下段の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は国の補正予算により実施するもので、個人情報情報の流失を防止するため情報セキュリティ対策の抜本的な強靱化を図るため整備を行うものです。なお、財源は国の補助金並びに補正予算債を予定しており、全額翌年度に繰り越し実施いたします。

3目財産管理費、補正額2,010万円の追加です。庁舎等維持管理経費で140万円の減額です。それぞれ精査によるものです。財産管理経費で2,150万円の追加です。南幌温泉ハート&ハート基金積立金は、本年度の入湯税収入額を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額410万円の減額です。地域新エネルギー推進事業で次ページになりますけれども、設備設置費補助金を減額するものです。本事業につきましては、昨年の予算編成の段階で地方創生先行型事業としての採択要件を満たすため、一部の事業を平成26年度予算からの繰越事業費と平成27年度当初予算にそれぞれ同額を計上していたことから、今回平成27年度の予算を全額減額するものです。参考までに平成27年度の実績としては、太陽光発電システム設置で5件、ペレットストーブ設置で1件となっており、総額149

万8,000円は平成26年度からの繰越事業費から支出をしております。

5目企業誘致推進費、補正額4,783万1,000円の追加です。企業誘致推進事業で役務費につきましては、先ほどと同様に地方創生先行型事業として重複した計上分を減額するものでございます。地域経済循環創造事業交付金は、旧夕張太小学校を取得した日生バイオ株式会社が実施する事業に対する交付金で、国の内定通知があったことから歳入歳出同額を追加するものです。

8目防災諸費、補正額97万2,000円の減額です。防災対策事業で設計業務の入札減によるものです。

9目職員給与費、補正額668万4,000円の減額です。人事院勧告並びに職員の異動を含め精査するものです。なお、次ページの共済費につきましては負担率の変更も含め精査しております。

10款諸費、補正額84万円の減額です。街路灯等補助金交付事業で、それぞれ実績により精査するものです。

2項2目賦課徴収費、補正額100万円の減額です。帳票出力業務で精査によるものです。次ページにまいります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額137万7,000円の追加です。戸籍住民経費で個人番号カード関連事務交付金として地方公共団体情報システム機構に追加交付するもので、同額が国より交付されます。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額1,532万円の追加です。国民健康保険特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

2目障がい者福祉費、補正額951万4,000円の追加です。障がい者福祉経費でそれぞれ実績並びに今後の見込みを含め追加するものです。

3目老人福祉費、補正額521万2,000円の追加です。介護保険特別会計繰出金で518万2,000円の追加です。後ほど特別会計で説明いたします。老人福祉経費で3万円の追加です。利用者の増を見込み追加するものです。次ページにまいります。

5目ひとり親家庭等福祉費、補正額5万円の追加です。ひとり親家庭等医療費助成経費でそれぞれ見込みにより追加するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額484万6,000円の減額です。後期高齢者医療事業で北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は平成26年度分の確定によるものです。後期高齢者医療特別会計繰出金は後ほど特別会計で説明いたします。

8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額205万円の減額です。臨時福祉給付金等支給経費で臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の事業終了に伴う減額と、新たに国の補正予算により実施いたします年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に伴います、平成27年度分の事務的経費の追加を合わせ、次ページにかけ精査するものです。なお、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給に伴います平成28年度分の経費は当初予算に計上しております。

2項1目児童福祉総務費、補正額70万円の減額です。学童保育事業で100万円の減額です。実績により臨時指導員賃金を減額するものです。児童福祉総務経費で30万円の追加です。保険給付費の増により追加するものです。次ページにまいります。

2目児童措置費、補正額461万5,000円の減額です。児童手当支給経費で精査によるものです。

3目保育所費、補正額184万6,000円の減額です。保育所運営補助事業でそれぞれ精査によるものです。

4目子育て支援費、補正額75万3,000円の減額です。地域子育て支援センター運営事業で精査によるものです。

4款衛生費1項2目予防費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目環境衛生費、補正額91万9,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金で確定によるものです。

4目病院費、補正額45万2,000円の追加です。病院事業会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額320万円の減額です。保健福祉総合センター管理経費でそれぞれ精査によるものです。

2項1目じん芥処理費、補正額417万4,000円の減額です。南空知公衆衛生組合負担金で379万5,000円の減額。道央廃棄物処理組合負担金で37万9,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額290万9,000円の減額です。合併処理浄化槽設置整備事業で確定によるものです。なお、本年度の設置数は3件となっております。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

2目農業振興費、補正額277万6,000円の減額です。農業振興経費で138万2,000円の減額です。有害鳥獣捕獲等業務は主にアライグマの捕獲頭数の増によるものです。環境保全型農業直接支援対策事業補助金並びに農業経営高度化促進事業負担金は事業費の確定によるものです。食料供給基盤強化特別対策事業で143万5,000円の減額です。内容といたしましては、現年分の事業費の確定により1,332万8,000円の減額と国の補正による1,189万3,000円の追加分を精査した金額となっております。なお、国の補正による追加分につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越し実施をいたします。都市との交流と販路拡大事業で4万1,000円の追加です。次ページでグリーンツーリズム事業補助金で1事業分を追加するものでございます。

3目農地費、補正額705万4,000円の追加です。土地改良事業経費で事業費の確定により432万1,000円の減額と国の補正による1,137万5,000円の追加分を精査した額となっております。なお、国の補正による追加分につきましては先ほどと同様、繰越明許費として翌年度に繰り越しをいたします。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額125万9,000円の追加です。中小企業融資事業で利子補給額の確定によるものです。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額818万6,000円の減額です。公共下水道特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明をいたします。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額675万9,000円の減額です。南空知消防組合負担金を減額するものですが、内容につきましては消防費の明細で説明します。47ページをごらんください。

歳入で消防費、補正額199万3,000円の追加です。繰越金の確定によるものです。次ページにまいります。

歳出で消防費、補正額476万6,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で15万8,000円の減額、消防支署運営事業で255万5,000円の減額、次ページにまいりまして、消防団運営事業で145万9,000円の減額、施設・資機材更新事業で59万4,000円の減額です。それぞれ精査によるものです。33ページをごらんください。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額280万6,000円の減額です。私立幼稚園就園奨励事業で88万1,000円の減額です。精査によるものです。次ページにまいります。高校生通学費補助事業で120万円の減額です。同じく精査によるものです。中学生国際留学プログラム事業で72万5,000円の減額です。確定によるものです。

2項1目学校管理費、補正額1,479万1,000円の減額です。小学校校舎管理経費で燃料費の減並びに改修工事の入札減によるものです。

3目教育振興費、補正額98万円の減額です。教育振興経費で就学援助費認定者数の減によるものでございます。次ページにまいります。

3項1目学校管理費、補正額2,828万2,000円の減額です。中学校校舎管理経費で燃料費の減並びに工事監理・改修工事の入札減によるものです。

2目教育振興費、補正額195万4,000円の減額です。教育コンピューター施設整備事業で100万5,000円の減額です。入札減によるものです。教育振興経費で94万9,000円の減額です。就学援助認定者数の減によるものでございます。次ページにまいります。

4項1目社会教育総務費、補正額46万8,000円の減額です。子ども会育成連絡協議会支援事業で協議会が実施いたしました、夏休み自然体験事業が子どもゆめ基金の助成対象となり、直接協議会に助成されたため減額を行うものでございます。

6目生涯学習センター管理費、補正額511万2,000円の減額です。生涯学習センター運営経費で実績並びに入札減によりそれぞれ精査をするものです。

5項3目スポーツセンター管理費、補正額150万円の減額です。

スポーツセンター管理経費で精査によるものでございます。次ページにまいります。

4目給食センター運営費、補正額116万3,000円の減額です。給食センター運営経費でそれぞれ精査によるものです。

10款公債費1項1目元金、補正額153万4,000円の追加です。地方債元金償還費で確定によるものです。

2目利子、補正額633万7,000円の減額です。地方債利子償還費で同じく確定によるものです。

次に歳入の説明を行います。14ページをごらんください。

1款町税1項1目個人、補正額270万4,000円の追加です。1節現年課税分で150万3,000円の追加、2節滞納繰越分で120万1,000円の追加です。それぞれ収納見込みによるものです。

2目法人、補正額1,174万2,000円の追加です。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。

2項1目固定資産税、補正額447万7,000円の追加です。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものでございます。

4項1目町たばこ税、補正額391万4,000円の減額です。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。次ページにまいります。

5項1目入湯税、補正額47万7,000円の追加です。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額337万2,000円の追加です。1節地方交付税で普通交付税として、調整額分が追加交付されたものです。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金、補正額30万4,000円の追加です。1節農業費分担金で道営土地改良事業受益者分担金の確定によるものです。

2項1目民生費負担金、補正額34万9,000円の減額です。2節児童福祉費負担金で学童保育料の精査によるものです。次ページにまいります。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額355万9,000円の追加です。1節自立支援医療給付費国庫負担金から8節障がい児施設措置費国庫負担金までは、それぞれ歳出で説明しました事業費の確定などにより精査をするものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額5,713万7,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で5,576万円の追加、次ページの2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金で137万7,000円の追加です。それぞれ歳出で説明しました事業の補助金となります。

2目民生費国庫補助金、補正額139万7,000円の減額です。2節児童福祉費国庫補助金で56万4,000円の追加、3節臨時福祉給付金等支給事業国庫補助金で196万1,000円の減額です。それぞれ精査するものですが、2節につきましては制度改正によりまして、保育緊急確保事業から子ども・子育て支援へ名称変更も合わせ

て行っております。

3目衛生費国庫補助金、補正額36万6,000円の減額です。1節保健衛生費国庫補助金で精査によるものでございます。

5目教育費国庫補助金、補正額61万7,000円の追加です。1節小学校費国庫補助金で428万6,000円の減額、2節中学校費国庫補助金で490万3,000円の追加です。それぞれ改修工事費の確定により精査をするものでございます。

3項2目民生費委託金、補正額28万円の追加です。1節社会福祉費委託金で国民年金事務費交付金の確定によるものでございます。次ページにまいります。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額488万8,000円の追加です。2節自立支援医療給付費道負担金から、10節障がい児施設措置費道負担金までは、国庫負担金と同様に精査をするものでございます。次ページにまいります。

2項1目総務費道補助金、補正額170万円の減額です。1節総務管理費道補助金で歳出で説明しましたが、企業誘致促進事業で地方創生先行型事業で実施したことから、歳入につきましても減額するものでございます。

2目民生費道補助金、補正額388万6,000円の減額です。1節障がい者福祉費道補助金で27万5,000円の減額、5節児童福祉費道補助金で363万3,000円の減額、6節介護保険事業費道補助金で2万2,000円の追加です。それぞれ精査をするものですが、5節の中の保育緊急確保事業補助金は国庫補助金で説明したものと同様に子ども子育て支援交付金に名称を変更も合わせて行っております。

4目農林水産業費道補助金、補正額10万9,000円の追加です。1節農業費道補助金でそれぞれ精査するものでございます。

3項1目総務費委託金、補正額28万1,000円の追加です。1節徴税費委託金で確定によるものです。次ページにまいります。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額498万5,000円の追加です。1節土地建物売払収入で旧役場独身寮を売却したものでございます。

2目物品売払収入、補正額16万円の追加です。1節物品売払収入でスクールバスの更新に伴い、旧車両を売却したものでございます。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額118万円の追加です。1節一般寄附金で町民2名の方から105万円並びに町外在住の職員11名から13万円を頂いたものでございます。なお、町民2名の方は匿名での寄附となっております。

3目ふるさと応援寄附金、補正額350万円の追加です。1節ふるさと応援寄附金で実績によるものでございます。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,061万5,000円の減額です。1節財政調整基金繰入金で財源調整を行うもので、これにより平成27年度末の残高は9億2,157万円の見込みとなります。

4目教育振興基金繰入金、補正額72万5,000円の減額です。1節教育振興基金繰入金で歳出に充当いたしました事業の確定により精査をするものでございます。これにより平成27年度末残高は1,490万2,000円の見込みとなります。次ページにまいります。

20款諸収入4項1目土地改良事業調査受託事業収入、補正額161万5,000円の追加です。1節土地改良事業調査受託事業収入でそれぞれ確定によるものです。

5項3目農林水産業収入、補正額337万9,000円の減額です。1節農林水産業収入でそれぞれ精査するものでございます。

4目給食費収入、補正額54万8,000円の減額です。1節教育関係給食費収入で75万8,000円の減額、2節滞納繰越分で21万円の追加です。それぞれ精査するものです。

5目雑入、補正額69万8,000円の減額です。1節雑入でこれにつきましても、それぞれ精査によるものでございます。次ページにまいります。

21款町債1項1目総務債、補正額460万円の追加です。1節防災対策事業債で100万円の減額、2節情報システム整備事業債で560万円の追加です。

2目農林水産業債、補正額410万円の追加です。1節土地総合整備事業債で20万円の減額、2節農業排水事業債で430万円の追加です。

4目教育債、補正額3,970万円の減額です。1節公共施設整備事業債で3,970万円の減額です。

5目消防債、補正額60万円の減額です。1節消防設備整備事業債で60万円の減額です。いずれも事業費の確定並びに繰越事業費を含め精査を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ221万円を追加し、補正後の総額を54億6,738万6,000円とするものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正の説明を行います。7ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正、変更でございます。中小企業総合振興資金利子補給、変更前の期間、平成28年度から平成36年度、限度額56万2,000円を補正後の期間、平成28年度から平成37年度、限度額124万8,000円とするものでございます。本年度分の利子補給額の確定によるものでございます。次ページにまいります。

第3表、地方債補正の説明を行います。追加でございます。地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、限度額560万円、鶴沼地区経営体育成基盤整備事業、限度額430万円の2事業を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。次ページにまいります。同じく地方債の補正で、変更でございます。それぞれ事業費の変更により、8事業の限度額を変更するもので、補正前の総額5億3,989万1,000円を補正後の総額5億829万1,000円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。次ページにまいります。

議 長
住民課長

第4表、繰越明許費補正の説明を行います。追加でございます。それぞれ歳出で説明いたしました3事業につきまして、翌年度に繰り越し、事業実施するものでございます。以上をもちまして議案第7号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第8号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。12ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額37万8,000円の追加です。13節委託料で、高額医療費支給システム改修、番号法に対応すべく追加するものでございます。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費から次ページの、2項高額療養費と4項移送費までについては補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。14ページにまいります。

3款後期高齢者支援金、その次の4款前期高齢者交付金、6款介護納付金につきましても、補正額はございません、財源内訳を変更するものです。

7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金、補正額73万4,000円の減額です。確定に伴い減額するものです。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額328万7,000円の減額です。同じく確定に伴い減額するものでございます。次ページにまいります。

3目共同事業事務費拠出金につきましても補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

8款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費と次の2目保健衛生普及費につきましても補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

11款諸支出金1項3目償還金、補正額1,201万6,000円の追加です。説明欄です。国庫支出金等清算金1,201万6,000円の追加、平成26年度の療養給付費負担金の確定に伴い追加するものです。

2項繰出金1目直診施設勘定繰出金、補正額44万1,000円の追加です。説明欄です。病院事業会計繰出金44万1,000円の追加、町立病院医療機器購入交付金確定に伴い追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、補正額68万8,000円の減額です。1節医療給付費分現年課税分で45万6,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で14万2,000円の減額、3節介護給付費分現年課税分で9万円の減額でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額13万6,000円の減額。1節医療給付費分現年課税分で11万2,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で2万4,000円の減額、1目2

目とも、被保険者数の減少などにより、保険税の調定額が予算を下回り年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額1,231万2,000円の減額です。1節現年度分で療養給付費等負担金、負担金変更申請に伴い減額するものです。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額18万4,000円の減額です。1節高額医療費共同事業負担金、歳出の高額医療費拠出金の変更に伴い減額するものです。

3目特定健康診査等負担金、補正額18万6,000円の追加です。1節特定健康診査等負担金で確定に伴い追加するものです。

2項1目財政調整交付金、補正額18万6,000円の減額です。1節財政調整交付金、説明欄でございます。普通調整交付金で213万4,000円の追加、特別調整交付金で232万円の減額です。いずれも変更申請によるものです。

4款1項1目療養給付費交付金、補正額530万4,000円の追加です。1節現年度分で療養給付費、交付額変更通知に伴い追加するものです。

6款道支出金1項1目高額医療費共同事業負担金、補正額18万4,000円の減額です。1節高額医療費共同事業負担金、国庫同様に歳出の高額医療費拠出金の変更に伴い減額するものです。

2目特定健康診査等負担金、補正額18万6,000円の追加です。1節特定健康診査等負担金、こちらも国庫同様に確定に伴い追加するものです。次ページにまいります。

2項1目道調整交付金、補正額16万7,000円の追加です。1節財政調整交付金、説明欄です。普通調整交付金で1,837万8,000円の減額、特別調整交付金で1,854万5,000円の追加、いずれも変更申請によるものでございます。

7款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額386万円の追加です。1節高額医療費共同事業交付金、確定に伴い追加するものです。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,292万3,000円の追加です。1節保険財政共同安定化事業交付金、確定に伴い追加するものです。

9款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額1,532万円の追加です。1節一般会計繰入金、内訳でございますが、説明欄です。国民健康保険基盤安定繰入金1,244万円の追加、国民健康保険財政安定化支援繰入金で288万円の追加、確定に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

2項1目財政調整基金繰入金、補正額1,544万2,000円の減額です。1節財政調整基金繰入金、財源調整を行うものです。これにより年度末の残高は3,682万9,633円の見込みとなります。

以上、歳入歳出それぞれ881万4,000円を追加し、補正後の

議 長
病院事務長

総額を12億9,573万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

病院事務長。

議案第9号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。5ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の、収入について御説明申し上げます。

1款1項1目入院収益、補正額2,836万5,000円の減額でございませう。入院患者数が予定より1,830人減少することを見込み、減額するものでございませう。

3目その他医業収益、補正額9万9,000円の追加でございませう。交付税措置経費の増額によるものでございませう。

2項3目他会計負担金、補正額1万4,000円の減額でございませう。企業債償還利息の確定によるものでございませう。

4目他会計繰入金、補正額36万7,000円の追加でございませう。交付税算定基準の増額によるものでございませう。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款1項1目給与費、補正額1,258万1,000円の減額でございませう。人件費の精査によるものでございませうが、8節法定福利費引当金繰入額では、負担率の引き上げ等による増分を追加するものでございませう。

2目材料費、補正額491万円の減額でございませう。1節薬品費の精査によるものでございませう。

3目経費、補正額735万3,000円の減額でございませう。それぞれ精査による増減でございませうが、7節光熱水費で電気事業者の切り替えに伴う、一月分の増加及び使用量の増加のため追加するものでございませう。20節委託料では1月から予定していた常勤医師の派遣が、必要となる一部日数についての支援となったことから、医師派遣業務委託料を減額するものでございませう。

5目資産減耗費、補正額14万1,000円の追加でございませう。冷凍冷蔵庫の更新による旧冷凍冷蔵庫の処分と期限切れ薬品の処分に伴うものでございませう。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額26万3,000円の減額でございませう。償還利息の確定と一時借入見込金利息の減額によるものでございませう。

3目雑損失、補正額25万7,000円の追加でございませう。消費税の確定によるものでございませう。

3項1目過年度損益修正損、補正額105万6,000円の追加でございませう。消費税の納税額を課税年度内処理に改めたことによるものです。次ページにまいります。

次に、資本的収入及び支出の、収入から御説明申し上げます。

1款2項1目繰入金、44万1,000円の追加でございませう。医療機器購入に係る補助金の増額によるものでございませう。

3項1目企業債、100万円の減額でございませう。事業費の確定に

より減額するものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款1項1目固定資産購入費、補正額57万2,000円の減額で
ございます。入札減によるものでございます。

1ページにお戻りください。第2条、業務の予定量を年間延患者数
で入院1,830人減の1万2,078人に、1日平均患者数で入院
5人減の33人に、それぞれ改めるものでございます。

次に、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業
収益の総額を5億8,115万7,000円に、病院事業費用の総額
を5億9,515万3,000円に改めるものでございます。この結
果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は1,399万
6,000円となります。次ページにまいります。

第4条、資本的収入及び支出の、資本的収入の総額を3,548万
1,000円に、資本的支出の総額を4,667万7,000円に改
めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不
足する額を1,119万6,000円に改めるものでございます。

次に、第5条、起債の限度額を100万円減額し、1,190万円
に改めるものでございます。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経
費の給与費を1,258万1,000円に減額し、3億4,217万
5,000円に改めるものでございます。

次に、第7条、棚卸資産の購入限度額を3,721万1,000円
に改めるものでございます。以上で議案第9号の説明を終わります。

都市整備課長。

議 長
都市整備課長

続きまして、議案第10号 平成27年度南幌町下水道事業特別会
計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

初めに歳出から説明を申し上げます。9ページをお開き願います。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額779万4,000円の
減額でございます。管理費での減額でございます。3節職員手当等
では、人事院勧告に基づきます、職員2名分の勤勉手当の追加、4節共
済費では組合負担金の精算による減額でございます。19節負担金補
助及び交付金では、江別市に流出しております汚水処理水のおおむね
の精査により減額するものでございます。27節公課費では、消費税
納税分から江別市南幌関連事業平成26年度施工分でございますけれ
ども、管更生工事が、控除対象となったことを踏まえ、3月納付分が
確定したことから、不用額を減額しようとするものでございます。

3目建設費、補正額564万2,000円の減額でございます。建
設費での減額でございます。15節工事請負費では、新たな公共汚水
柵の設置が見込まれないことからの減額、19節負担金補助及び交付
金では、本年度施工分江別市に置かれます、南幌関連工事の処理場、
ポンプ場、江別太管更生事業の精査により減額するものでございま
す。次ページをお開き願います。

2款公債費1項1目元金、補正額34万2,000円の追加でござ
います。元金の追加でございます。

2目利子、補正額55万9,000円の減額でございます。元金、利子いずれも借り入れを行っております、借換債、資本費平準化債で、元利均等方式の利率確定によります、それぞれの追加、減額の精査でございます。続きまして、次ページをごらんください。

給与費明細書でございます。管理費で説明いたしました、人件費、職員手当勤勉手当などの追加、並びに共済費の減額の内訳を示したものでございます。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして5ページをお開き願います。関連しまして、第2表の地方債の補正を先に説明させていただきます。変更でございます。先ほど説明申し上げました、江別市南幌関連下水道事業負担金に關します下水道事業債の精査による、変更を行おうとするものでございます。補正前が5,890万円を、補正後5,350万円とし、540万円の減額をしようとするものでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。続きまして、最後の、13ページをお開きください。

この調書につきましては、本町及び平成26年度から江別市におかれます南幌関連公共下水道事業にかかわります、地方債の現在高見込み額を、今回の補正内容に変更し、整理をしたものでございます。

続きまして歳入の説明を申し上げます。8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額6万7,000円の減額でございます。この目では、借換債に係ります利率変更に伴います、道住宅供給公社の起債償還負担金の精算によるものでございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額818万6,000円の減額でございます。歳出、管理費の維持管理負担金を初めとします管理費総体の減額につきまして、下水道使用料を充当していたものですが、起債償還費に財源充当の変更を行ったことによりまして、一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。

続きまして、6款町債1項1目下水道事業債、補正額540万円の減額でございます。歳出、建設費、江別市南幌関連工事負担金の確定により減額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,365万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ、2億7,428万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第11号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします9ページをごらん願います。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

続きまして、2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額500万円の追加です。通所リハビリ、特定施設入所者生活介護などの増加に伴い追加するものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

5目施設介護サービス給付費、補正額1,100万円の追加です。老人福祉施設の入所者の増加に伴い追加するものです。

7目居宅介護福祉用具購入費、8目居宅介護住宅改修費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額400万円の追加です。件数の増加に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

2項1目の介護予防サービス給付費から6目の介護予防住宅改修費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

7目介護予防サービス計画給付費、補正額20万円の追加です。件数の増加に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

3項1目審査支払手数料、補正額1万円の追加です。件数の増加に伴い追加するものです。

4項1目高額介護サービス費、補正額140万円の追加です。対象者の増加に伴い追加するものです。

2目高額介護予防サービス費と次の5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

6項1目特定入所者介護サービス費、補正額400万円の追加です。対象者の増加に伴い追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額355万8,000円の追加です。1節現年度分で介護給付費負担金、介護給付費の増加に伴い追加するものです。

2項1目調整交付金、補正額182万2,000円の追加です。1節現年度分で普通調整交付金、介護給付費の増加に伴い追加するものです。

4目事業費補助金、補正額193万2,000円の減額です。1節事業費補助金、介護保険業務システム改修費補助金確定によるものでございます。次ページにまいります。

3款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、補正額721万円の追加です。1節現年度分で介護給付費交付金、介護給付費の増加に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額461万3,000円の追加です。1節現年度分で介護給付費負担金、介護給付費の増加に伴い追加するものです。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額321万9,000円の追加です。1節現年度分で介護給付費繰入金、施設等給費並びに居宅給付費の町負担分でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額3万1,000円追加です。1節現年度分で対象者数の増加に伴い追加するものです。

5目その他一般会計繰入金、補正額193万2,000円の追加です。1節事務費繰入金、介護保険業務システム改修費の町負担分です。

2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額515万7,000円の追加です。1節介護給付費等準備基金繰入金、財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ2,561万円を追加し、補正後の総額を6億8,462万4,000円とするものでございます。以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 平成27年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額22万4,000円の追加です。説明欄です、内訳としましては、事務費負担金で54万7,000円の減額、平成26年度の確定によるものです。次に、保険料等負担金で68万円の追加、平成27年度の収納見込みによるものです。次に、保険基盤安定分負担金で9万1,000円の追加。平成27年度負担金確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額54万7,000円の減額です。1節事務費繰入金、広域連合共通経費分として平成26年度の確定に伴い町負担分を減額するものです。

2目保険基盤安定繰入金、補正額9万1,000円の追加です。1節保険基盤安定繰入金で平成27年度の負担金確定に伴うものです。

4款1項1目繰越金、補正額68万円の追加です。平成26年度の繰越金確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、補正後の総額を9,217万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議 長

ここで、1時15分まで昼食のため休憩いたします。

(午前11時46分)

(午後 1時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第7号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

10番 熊木 恵子委員。

熊木議員

1点だけ伺います。17ページの国庫補助金の中で臨時福祉給付金等支給事業国庫補助金について伺います。今回の計上では年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業交付金として128万9,000円が計上されています。これは国の消費喚起等を目的に、臨時給付金の創

設に伴って、消費税8%の影響を緩和するとして導入されたものです。これは2つの給付金、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、これを廃止してこの新しい年金生活者等支援臨時福祉給付金になっていますけれども、北海道の資料を見ますと今回廃止される2つの給付金は2年間で142億1,900万円となっています。一方で、新たに導入する年金生活者臨時福祉給付金は半分の75億円となっています。本町での平成26年度、27年度2年間の2つの給付金の総額、金額と該当者数、それから、新たに導入する給付金の金額及び該当する人数を伺います。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、まず平成27年度の臨時特例給付金の該当者でございますけれども、実績で1,433人、支給額が859万8,000円でございます。子育て世帯特例給付金については実績で734人、支給額で220万2,000円でございます。平成28年度年金受給者の対象人数でございますけれども、これ現在のところシステムをこれから回す関係もでございますけれども、支給対象予定数が930人、支給予定額が2,894万5,000円となっております。以上です。

議 長
熊木議員
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

今御答弁いただきましたけれども、年金生活者等に該当する人が930人ということで、2,894万5,000円ということは、先ほどの128万9,000円が計上されていますけれども、そこの兼ね合いはどうなるのかっていうことをちょっと伺いたいと思います。

議 長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

年金支給額、これについては28年度支給ですので、27年度の補正予算で計上している額につきましては、28年度該当者に対する郵送料、それとシステム改修における改修費用等でございます。残りの分については、28年度当初予算で計上ということでございます。以上です。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

そのいろいろシステムとかそういうものも加わってってことなんでしょうけれども、今回の措置で低所得者にとっては軽減税率を導入したとしても、やっぱり消費税10%の増税とか、2つの給付金の廃止っていうことではダブルパンチだと思うんですよね。町としては何か独自の救済の方法とかを考えておられるのかどうか、そこ1点伺います。

議 長
保健福祉課長
(再々答弁)

保健福祉課長。

この臨時福祉給付金については、国の施策によって支給するものですから、特にうちのほうでは独自の救済措置と言いますか、それらについては考えておりません。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正

予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

9番 石川 康弘議員。

石川議員

1点だけお伺いいたします。6ページの医療費用の中の経費、このページの一番下になりますけども、光熱費として電気料金が108万ほど追加というふうになっております。ほかのほうの燃料費だとかは、どこの会計でも減っているんですけども、この電気料金が100万ふえたという理由、先ほどの説明の中では、電気事業者の切りかえによるものというふうに聞き取れたんですけども、具体的になぜこういうふうな形で100万円ふえたのか、お伺いいたします。

議 長
病院事務長

病院事務長。

ただいまの、電気料金のふえた理由ということなんですけれども、夏場の空調関係の利用の増加で増えているのが一部あるのと、会計を4月から3月までの、請求月で会計処理をしている関係から、昨年4月に北電から事業者を伊藤忠のほうに変更した関係で、4月請求月が2社になっている形となっております。その関係で12カ月のサイクルが一部ひと月分のずれが起きた分が、増加しているような形となっております。以上です。

議 長
石川議員
（再質問）

9番 石川 康弘議員。

夏ふえたというふうなことですけども、去年特別そんなに暑かったのかなって感じもちょっといたします。ただ、北電も電気料金が上がってきているのも事実でしょうけども、ある程度予想して収めていたのかなという感じもいたします。それとその、北電から伊藤忠に切りかえたという話でした。確かに今、電気事業者の切りかえというふうな形で、あちこちの事業所でも行われているのも事実ですけども、この切りかえた目的というか、具体的に伊藤忠にされたとはどういうことなのか、そして1カ月余計に払わさる羽目になったということですけども、これはどこで、同じような形になるのかそのあたりもお伺いいたします。

議 長
病院事務長
（再答弁）

病院事務長。

1点目の、切りかえた目的ということなんですけども、基本的には電気料金を安く抑えるために、病院だけではなくて各公共施設一体的に切りかえを行っております。もう1点の、1カ月分ということなんですけども、病院の会計処理が請求月の4月から3月までという形で見込んでいる関係から、北電の検針日までちょっと確認してないんですけども、北電の昨年の3月から4月にかけての4月請求分というのが、新年度で病院会計のほうで27年度で出てきている関係から、一月分ダブったような形になっております。以上です。

議 長
石川議員

9番 石川 康弘議員。

ならば、もう一つ付け加えて聞かせていただきます。切りかえて、

(再々質問)

約1年ぐらい経過するということですが、実際のところ請求月の関係でひと月ふえたというのはあるんでしょうけども、前年に比べて伊藤忠に切りかえたことによって、どれぐらい安くなったのか、実例、1年経過した中でその効果について説明していただきたいと思います。

議 長
病院事務長
(再々答弁)

病院事務長。

申し訳ございません、正式な数字を持っておりません。感覚的には、結構な割合で下がっていると思うんですけども、うちの場合、夏場に冷房施設が春、春先といったらいいんでしょうか。使用頻度が上がったものですから、実質は電気使用も半分くらいは、増額の影響をしていると思われまます。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 平成27年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第12号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第7号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

議案第9号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号 平成27年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程12 議案第13号から日程29 議案第30号までの18議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

- 日程12 議案第13号 南幌町行政不服審査会条例制定について
- 日程13 議案第14号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程14 議案第15号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程15 議案第16号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程16 議案第17号 町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程17 議案第18号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程18 議案第19号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程19 議案第20号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程20 議案第21号 南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程 2 1 議案第 2 2 号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 2 2 議案第 2 3 号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度南幌町一般会計予算
- 日程 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程 2 5 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度南幌町病院事業会計予算
- 日程 2 6 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程 2 7 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程 2 8 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程 2 9 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上 1 8 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 　　ただいま上程をいただきました議案第 1 3 号から議案第 3 0 号までの 1 8 議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第 1 3 号 南幌町行政不服審査会条例制定について、議案第 1 4 号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、議案第 1 5 号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、議案第 1 6 号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第 1 7 号 町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第 1 8 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、議案第 1 9 号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、いずれも行政不服審査法の改正に伴い、本案を提案するものであります。

次に議案第 2 0 号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、小学生以下に対する医療費の全額助成に伴い、本案を提案するものであります。

次に議案第 2 1 号 南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、乳幼児等に対する医療費の全額助成及び保護者の所得制限の廃止に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第 2 2 号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、小学生に対する医療費の全額助成及び保護者の所得制限の廃止に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第 2 3 号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部

を改正する条例制定につきましては、旧夕張太小学校の譲渡に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第24号から議案第30号までの7議案につきましては、平成28年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました平成28年度各種会計予算編成の概要により副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長
議 長

予算編成概要の説明を求めます。副町長。

(予算編成概要の朗読により説明する。)

ただいま上程されました18議案の取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子委員。

熊木議員

予算審査特別委員会の設置についてただいま上程されました平成28年度各会計予算及び関連条例議案などの審査につきましては、議長除く10名による予算審査特別委員会を設置して、本18議案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、10名による予算審査特別委員会を設置し、本案を付託し休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本18議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま、熊木 恵子議員から提案がありましてとおおり、委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員との御発言がありますが、さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員と決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日9日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日9日午前9時30分まで延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 2時 3分)

議長

おはようございます。

昨日より延会となっております平成28年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

●日程27 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に2問の質問をいたします。1番初めは、子育て世代の移住定住促進について、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略が示され、既に住民懇談会やパブリックコメントで意見が寄せられています。また、南幌町の人口ビジョンも示されました。人口減少を抑制するための施策の1つに、子育て世代が定住したくなる住環境づくりの推進が挙げられています。みどり野団地の販売促進として、建築費助成事業が5年計画で実施予定となっておりますが、斬新なキャッチフレーズを採用して、関心を持っていただくことや、わかりやすい提案が必要です。本町の子育て支援策や、福祉、教育施策、札幌圏・千歳空港への利便性、環境の良さをアピールし、移住定住を促進させるためには、思い切った方向を示すことが必要と考えます。そこで3点伺います。

1つ目、若い子育て世代のニーズ、熟年世代のニーズを把握し、家庭菜園を楽しめるスペース、ちょっと田舎暮らしが楽しめる共同の農地、団地内に雪捨て場の確保など、南幌に住むことが魅力になる、住んでみたいと感じられるようなPRが必要ではないかと思えます。北海道住宅供給公社との連携もありますが、町で一定の区画を取得し販売できないか。

2つ目、住宅メーカーとの連携による住宅取得のためのセミナーやモデル住宅の建設ができないか。

3つ目、戸建て住宅支援のほか、中古住宅取得に対する補助金の設定の考えはないか。なんと！なんぼろのキャッチフレーズの中にもたくさん希望が込められているが、どこの自治体も戦略を練り上げています。本町の特性を生かし、人口減少を食い止めるためにも、町長の見解を伺います。

議長
町長

町長。

子育て世代の移住定住促進についての御質問にお答えします。南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、人口減少という現実即し、地域の活力を創生していくための目標を定め、まち・ひと・しごとづくりに重点的に取り組むための計画として、人口ビジョン及び総合戦略の策定に向けて、検討を進めてきたところですが、本年2月29日、南幌町地方創生推進会議より答申をいただき、全ての策定を完了したところです。総合戦略に描かれた施策や事業につきましては、着実に取り進めてまいります。

1点目の御質問については、みどり野団地は北海道住宅供給公社が造成し、既に販売をしている土地であることから、町として販売するために取得するという考えはありません。今後においても、北海道及び北海道住宅供給公社と連携協力のもとで、みどり野団地の販売促進に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

2点目の御質問については、平成28年度より子育て世代に対する住宅建築助成事業を実施するにあたり、住宅メーカーのPRは必要であると考えており、可能な限り多くの住宅メーカーと接触し、事業内容などの説明を行います。住宅取得のためのセミナーについては、住宅展示場での開催や住宅メーカー各社において、個別に実施している現状を踏まえると、開催は難しいと考えています。また、モデル住宅の建設については、北海道住宅供給公社において、住宅メーカーへの分譲宅地無償貸し出し制度があることから情報提供を行ってまいります。

3点目の御質問については、子育て世代住宅建築助成事業は、北海道住宅供給公社の協力により実施するものであり、本事業の対象となる方については、みどり野団地の分譲価格が定価の半額になること、また、現在中古物件の流通は本町においては順調であることから、新築住宅に対する助成を優先的に取り組んでまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。今、答弁の中で1点目の住宅供給公社の土地を町として取得できないかという質問に対しては、取得できないということでしたけれども、伺います。今まで約700区画、みどり野団地の空き地があるっていろんな場面で町長もおっしゃっています。そういう中で、いつまでもそのまましておくことが、やはりなかなかこの町の発展には何かそれを妨げられてるっていうか、そういう感じが受けます。それで、確かに住宅供給公社のものであり、道との関係とかいろんなことがあるんですけども、一部、例えば10区画とかそういう形で取得するという方法が本当に残っていないものなのかどうか、それをちょっと伺いたいと思います。

それから、2点目のところで、私の質問の中では、住宅メーカーとも共同してという形で質問しましたけれども、先ほどの答弁の中では住宅メーカーのPRは必要と考えているっておっしゃってましたけれども、どのような形で住宅メーカーと接触して、どのような方向で南幌町を売り出していくのか。その辺の施策があれば伺います。

それから、モデル住宅の建設っていうのが、確かに自治体として取り組むというのは難しいことかもしれませんが、私が以前に視察しました長野県の下条村、そこでは財政の豊かさっていうのも確かにありますけれども、町として公営住宅をいろいろその地域地域に建てていって、そこに若い人に移り住んでいただく、それと同時に子育て支援策を充実させながら宅地を造成していました。そしてそこにモデル住宅も必ずその10区画ぐらいのところ町で建てて、それに住んで体験してもらいながら、そこに人口をふやしていく、そして行く行く、その後はそのモデル住宅も売るという形でそういう施策を取り

入っていました。そういう中では、その下条村というところはすごくへんぴというか、なかなかバスとかそういうのも不便なんですけれども、隣の飯田市には車で20分ぐらいで行ける距離になるんですよ。ですから、ロコミで下条村で子育てがしやすいということで、どんどん広がっているってということで、確か10年ほど前でしたかね、出生率全国2位とかになったところなんです。だから、そういうところと比較してうちの町が直ぐそれに飛び付けるということではないですけれども、やはり学ぶところはすごく大きいと思います。そういう意味では難しいって言われても、やっぱり目に見える形で住宅を今、取得しようかな、建ててこの町に住んでみようかなと思う人が目に見えてどういう形の環境で、1軒家を建てるにはどれぐらいのお金が必要でっていうシミュレーションというか、そういうのができる形に宣伝しなければ、なかなかこう飛びついてこないのではないかと思います。今回の計画にあるように、これは5年間で50世帯、10世帯ずつふやしていくということで、こういう計画ですけれども、やっぱり最初が肝心で、今回これを取り組むに当たっては、やっぱり大胆なPRが本当に必要だと思うんです。その辺では、今よりももっと工夫されたことを考えておられるのかどうか。先日、全員協議会で説明された中で、今度広報にも載せるっていうことでしたけれども、区画がどのくらいで、半分と言いながら、土地は幾らぐらいで取得できて、建物を建てるのに最低限でどれぐらいというのはやっぱり、自分の頭に描かなければすぐそこに飛び込んでこないと思います。その辺のところを少し具体的に伺いたいと思います。

それから中古住宅の件を質問いたしました。中古住宅は確かに南幌町、たくさんあって順調に売れているということでしたけれども、なかなか新築、すぐ新築して建てれるっていう経済状況ってなかなかないと思うんです。そういう中では、中古住宅に住んで今はリフォームをして快適な暮らしをするというのがいろいろ雑誌とかでも取り上げられていますけれども、そういう方々にも補助することでたくさんの方が移り住んでくるっていうのが必要ではないかと思います。その辺を、今すぐ今回のその計画の中では、子育て支援ということで新築される場所に10区画というふうな助成ですけれども、将来的にもそれではその中古住宅に対する、取得した人に対する助成とかは考える余地がないのかどうか、それも伺います。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。住宅公社の宅地について、町が頑張って買ってどうだという話であると思いますが、あくまでも住宅公社の土地でありますし、我が町にも町で造成、未造成の土地を持っております。そんなことを考えていくとなかなか住宅公社の宅地を買ってどうのこうのということにはまだまだなっていないのかなというふうに思っています。今、北海道と南幌町と住宅公社と三者で作って、いろいろ検討しながら、住宅販売をいろんな形、毎年いろんなことで取り組んでいるところであります。そんなことをしながら、少しでも買っていただける環境づくりに三者で協議をしながら取

り進めようと思っております。それから住宅メーカーとどうあるんだと、もう既に接触したり、いろいろ情報等々が新聞等々で出ておりますから、ハウスメーカーからいろいろなお話もあります。そんなことも含めて、ハウジングプラザとかいろんなところに出向きながら、住宅メーカーと接触する、あるいは金融機関の情報をいただいて、そういうとことも情報交換をしながら、ハウスメーカーとはやっていきたいなとは思っておりますが、どちらにしても、南幌町として動いていかなければ私はだめだと思っておりますので、職員にはそういうところに出向きながら、少しでもお話をできる機会を作っていただくということで考えているところであります。

それからPRについては、そのことを含めて何とか出していきたいと。端的に言うと、金額の語弊があるからあまり言えませんが、ほぼ住宅宅地代がなくて家が建つ環境にあると、住宅供給公社からの御支援をいただくものですから、うちで最大200万を助成すると宅地以外については、ほぼかからない状況の中で住宅を建てれるんだと。そういうアピールの仕方もあるのかなというふうに思っていますんで、そんなことをしながらやっていこうというふうに思っております。

それから、いろんなあの長野県のお話もいただいたり、十分わかっておりますが、町でいろいろ将来の計画を作って住宅公社とお話を進んできた経過もございまして、今680ほどの宅地も残ってますし、将来、町がそこに町の施設も含めて建設を予定ということで空けていただいている土地もたくさんあります。それらのことを考えると、先ほど言ったように、住宅公社の土地に今どうのこうのという話にはならないのかなというふうに思っております。

また、中古住宅の助成については、今現在、非常に中古住宅の物件については、我が町としては非常に状況がいい、好転の状況になっております。ですので現時点では中古住宅の助成については考えておりませんので、そのことをしながら、いろんな情報網はやっぱり網羅はしていかなきゃなりませんし、先ほど言ったように、町から積極的な働きかけをしていかなければだめな時代だというふうに思っておりますんで、いろんな媒体を使ってPRをしていきたいというふうに考えております。

10番 熊木 恵子議員。

議 長
熊木議員
(再々質問)

再々質問させていただきます。今、町長が言われたように住宅、土地の代金、私もハウジングメーカーというか、いろいろホームセンターとかありますけども、そこにちょっと行ってきました。そういう中では、みどり野ニュータウン、いろいろこうチラシとかも置かれていて、今回の計画にある美園、ちょうどこの区域ですけれども、この価格帯というのも出されておりました。そういう中では、420万円から626万円とか、いろいろこう細かくあるんですけれども、ただ、これだけを見た時にね、やっぱり南幌に行ってみようかと思っても、この金額っていうふうに見て、そしてそこに建てるっていうふうになるとどれぐらいかかってっていうことになると思うんですよ。だから、やっぱり、今町長おっしゃったように、宅地の分はなしで家

が建つって言うところがね、はっきりこう見てとれるような形のキャッチフレーズがないと、やっぱりいくらこちらが環境の良さとかをといろいろ言っても、なかなか来ないんじゃないかなと思うんですよね。だから、今回思い切ってそのまち・ひと・しごとの総合戦略の中でね、5年間の計画っていうことでこういうものを立てているので、私はやっぱりこれが掛け声だけで終わらせることなく、本当に成功してほしいなと思っています。だからそういう意味では、いろんなものを駆使して売り出すというか、来た人にやっぱり感想を言ってもらったり、それからハウスメーカーとの協力っていうことも、それからハウジングメーカーのところにもいろいろとあるんだけど、ただ作ってるこのチラシだけではなくて、そこに町の思いが本当に伝わるというか、そういうものが一緒にあると、ぱっとこうやって手に取るんじゃないかなと思うんですよね。私もあの森林公園とか豊平とか行ってみた時に、やっぱりいろいろこう工夫してポップを付けてそのチラシのところに置いているということがあって、やっぱりそういうのに手がいくんじゃないかと思います。その辺のところをぜひ考えていただきたいなと思います。

それから、先ほどの中古物件の件、たくさん売れているということでしたけれども、ちょっと伺いたいんですけれども、この1年間で中古住宅を購入して、居住や移住したり、そういう方の人数や世帯数、そしてそれは町内と町外っていうので、もしわかっていればそれをちょっと伺いたいと思います。毎回その空き家情報っていうか、そういう形でチラシとかも載ってきて、ここも空き家になったのかっていうので、それがこう順調にどんどん売れているっていうことなのか、やっぱりなかなかまだ残ってるところもあるかと思うので、その辺はぜひ伺いたいと思います。

そして、やっぱりそういうことに対する補助っていうか、先ほども再質問の中でも言いましたけれども、やっぱり住んでもらわないことには人口もふえなければ、税金を納めるそういう人方もふえないっていうことでは、やっぱり若い世代だけではなくて、定年を迎えた方とか、いろんな層が来てくれることが望ましいと思うんです。

それから再質問でちょっと言い忘れましたがけれども、今売り出す住宅にしても一定の区画のところを、南幌はたくさん土地も空いているし、そういう中ではやっぱり本当にこの町に来てよかったと思えるような、そういうプレゼンというか、そういうのが必要だと思うんですよね。私も考えていたのは、いつもこう除雪、雪捨て場に困るっていうことが団地の中ではあります。たくさんその住宅がある中で、やっぱり例えば10区画なら10区画の所に1カ所は雪捨て場所を用意するとか、あと、先日も議会報告懇談会の中でこのような提案した人がいたというか、考えてるっていった方の考えと私もちょうどその前には一般質問を出していましたが、田舎暮らしを楽しみながら、やっぱりちょっと農業っていうか家庭菜園とかも充実して作れるってような、そういう土地もあるとすごくいいんじゃないかなと思うんです。なかなか農家ではない方が耕運機を買ったりとか、いろいろ

機械を買うってことは難しいと思うので、そういうのを共同で使えるような形、そこまで南幌町は考えているんだっていうようなことをね、そういうアイデアを出すことで、もっと身近な形で南幌町を訪れる、そして体験してみようかなというふうになると思うんです。その辺のところも伺います。

それから、今朝の新聞にも載ってましたし、先日も新聞に載っていましたが、道の住宅供給公社、それが経理ミスということで知事が陳謝したっていうのが、今朝も新聞に載ってました。こういう中ではみどり野団地ということで南幌町の名前が出るものですから、これに対する町としての負担っていうか、その影響っていうのはないのかどうか、それも伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。先ほどもいろいろお話をさせていただきましたけれども、今熊木議員から宅地の価格の金額がそれぞれ言われたとおりでありまして、この中で何区画かは400万を切っていればゼロと言えるのですが、行政が発信するのに偽りっていうのはやはり私はあまりよくないなと。だからほぼゼロに近い形で家を建てれますよといういうことが一番今の現実ではあるのかなというふうに思っています。できるだけ、その辺をうまく表現できるようにしていきたいなというふうに思っております。

それから中古住宅の物件、これは全部調べたわけではないんですが、大きな会社2件ほどの問い合わせをさせていただいたところでありまして、年間10件近く成立をしているようであります。年によって多少違いますので、何とも言えませんが、その中であんまり今のところ売れないということで困っているっていうことは聞いておりません。ですので、ある程度中古を持っている会社については売れるという確信を持ちながら、いろいろやっているようでありますので、私どもはそれを見ながら今いるところでありまして、当然新しい土地、今特に子育て住宅については10戸でありますけれども、そういう政策をつくりながらやってるものですから、その辺の動向を見なければなりません、あくまでも私どもは新しい住宅を建てていただく人たちに何とか頑張っ、町としてできる範囲の応援をしていきたいというふうに思っております。

それから、家庭菜園のお話もいただきました。まだ町が持っている住宅団地が2戸残っております。そこでは家庭菜園ができるだけの広い土地がありますので、それらの需要があればお話もさせていただきたいし、また、みどり野団地のほうから夕張太の農園のほうに行っ家庭菜園を作っさせていただいている方もおりますので、それらの情報も出しながら言っしていきたいなというふうに思っております。

それから、北海道住宅供給公社、それぞれマスコミでいろいろ言われているところでもあります。私どもで若干心配もございますので問い合わせをさせていただいたところでもあります、今のところ我が町のみどり野団地の販売戦略については影響ないということで伺っているところでもあります。帳簿の内部処理の方法によっては多少出てくるの

かなと私は心配をしていたんですが、そういうことじゃなくて、逆に言うとも来年度以降それを踏まえて実勢価格に近い販売戦略がとれるのかなって、私はそういう期待もあるところでありますので、そのことも含めて道公社の動向も注視しながら、我がみどり野圃地の販売と一緒に頑張って少しでも出るように努力していきたいと思っています。

議 長
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

それでは2問目に移ります。新規就農希望者の受入推進について、これは町長の執行方針分で質問させていただきます。本町の農業は、個人・法人を含め、農業の大型化が定着しています。農家戸数が激減する中でも、耕作放棄地はゼロであり近年、後継者がふえつつあることは、町の未来にとっても大きな喜びです。今、食の安全や農業への関心の高さから新規就農に取り組んでみたいという層がふえていると聞きます。近隣の町では、農業就業者の減少と高齢化に早くから危機感を募らせ、農家の意向調査や、今後の町の農業や農村の課題に取り組み、新規就農者を募集し、移住定住に向けて、ホームページの作成や、関東関西での説明会を開催し、移住者が増加していると話題になっています。町政執行方針では、農業振興と地産地消、交流の推進が掲げられ、担い手後継者対策として、ふるさと就労促進事業を進めるとあります。都市と農村の交流を促進し、新しい住民を迎えるためにも、新規就農者受入窓口を強化する考えはあるのか、町長に伺います。

議 長
町 長

町長。

新規就農希望者の受入推進についてお答えいたします。本町における新規就農者は、平成18年からの10年間で64人を数え、年平均にすると6人です。全国的に担い手、後継者不足が叫ばれる中、Uターンなどによる新規就農者が確保されている状況が非常に恵まれた環境にあると言えます。また、本町には耕作放棄地がなく担い手への農地集積率は90%を超え、農地の継承が順調に行われています。そのような状況の中で、国の新規就農者に対する支援制度として、青年就農給付金事業がありますが、本町に多く見られる親元就農の新規就農者には5年以内に経営継承を求めるなど、一般就農者に比べ厳しい要件が求められ、実態として、親元就農での青年就農給付金の活用実績もなく、次代の本町の農業を担う親元就農の後継者には手当てがないことから、そのような方々を対象に、町単独で給付金を支給するふるさと就農促進事業を創設し、Uターンなどによる親元就農の促進を図りながら、将来の担い手を育成することで、本町農業の持続的安定的な発展を支える礎にしたいと考えております。御質問の地域就農者の受入窓口の強化については、既に町、農業委員会、農協、農業改良普及センターで構成する南幌町担い手育成総合支援協議会を設置しており、これまでも新規就農者、新規就農希望者の相談を受け付け、受入農家のあっせんや、研修支援を行っていることから、引き続き、道協議会において、相談窓口としてサポート体制の充実を図るとともに、各地で開催される、就農相談会などの参加も含め、受入窓口の強化についても検討してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。新規就農者の受け入れということで質問しているんですけども、今回の執行方針の中の予算では、Uターンとか親元就農の促進を図るということで、新しい制度っていうかそういうのを設けられています。質問の中でも言いましたように、今までも議会の中でもいろいろこう報告とかを受ける中では、南幌は本当に若い農家の方々が戻ってきて、一緒に農業をやっている、それから生産法人もたくさんあるので、そういう中で雇用も生まれているということで、本当に農家の方の努力と、やっぱり町をあげて農業を守ってきたっていうところが、こういう成果につながっているのかなと思います。そういう中でも、以前訪問したところでも、農家の方がUターンで戻ってきた時に、なかなか今親の家も古くなったりしていて、そこに若い夫婦と一緒に同居するというのはなかなか難しく、じゃあその若い夫婦が直ぐ家を建てれるかっていうと、なかなかそうはいかないということで、それに対する支援っていうのが早くから組み込まれてるところがありました。そういう意味では、どういう形で今回の支援制度が使われるのか。縛りはいろいろないのか。その金額がどのぐらいなのかっていうこともちょっと具体的に教えてほしいと思います。

それから、耕作放棄地がないってことではいいんですけども、若い人ばかりでなくて、国が進める北海道で農業を始めるサイトとか、いろんな形でやっていますけども、そういう中では20代から45歳とかね、そういう形で年齢を区切って意欲のある人方を農業体験をしてもらいながら行く行くは町で農業に従事する、自分たちで就農していくっていうようなことでいろんなこう支援制度があります。そういうのを使って、各地にいろいろ農業の形態も違いますから、例えばそのミニトマトとか何かそういうものを特化して、そういうものを作ってくれる人とか、いろんな形の募集とかもされています。そういう中では、本町では先ほどの答弁の中では、今既にそういう担い手育成っていうことで、いろいろ早くから取り組んでいるってことでしたけれども、実際には町とかJAとかいろんなところに問い合わせはどれぐらいの件数があるものなのか。

それから、具体的に問い合わせと一緒にいってコーディネートしながら、紹介したりいろんなことがされていると思うんですけども、その辺の件数を教えてください。

それから、実際にはそういう形から農家の方ではなくて、全くの新規の方が南幌町で農業をしたっていう件数とかがあるのかどうか。それも伺いたいと思います。近隣で南幌町とその条件はいろいろ違って耕作放棄地があったりっていうところで、早くからその問題っていうかその高齢化とかね、農地が荒れていくってことに目を付けてというか、心配して立ち上げたところでは、すごい件数の相談が寄せられて、それは北海道田舎暮らしフェアとか、本州でもいろんな形で募集をして、そこから実際には就農するっていう形でふえている。それが若い世代とか家族で引っ越してくるので、例えばその学校とかも、複

式学級とかになるようなところも、そこに集団で入ってきたりして、それが学校とかも活性化されたり、地域も活性化されているっていうことが報告されているんですけども、そういうことに対してもどのように考えているのか。

それから私はUターンで若い農家の方が入ってくることはもちろん大歓迎ですし、だけどそれと同時にやっぱり新しい感覚で就農するっていう人が入ることによって南幌町の特産を生かしたいろんなものを開発するっていうようなことにもね、つながっていくんじゃないかと思うんですよね。その辺では何かこう秘策があるのかどうか伺います。

議長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

初めに給付金の支給内容等について、私の方から回答させていただきます。町単独のふるさと就農給付金でございますけれども、基本的には国の青年就農給付金事業をベースに制度設計をしております、親元就農に入られた後継者の方に対して、まず農業研修型といたしまして、支給期間2年間、支給額つきましては月額2万円、その後新規就農に向かわれる後継者の方につきましては、支給期間を3年間、支給額を4万円ということで考えております。ですからUターンされて、実際的に自ら就農されると5年間にわたって給付金を支給したいというふうに考えています。なお、縛りとかという部分なんですけれども、あくまでも給付金でございますので、それが賃貸住宅の家賃になる方もいらっしゃるでしょうし、あと生活していく上での生活費になるということも考えられますので、制度的には縛りとかはございません。以上でございます。

議長
町長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。今課長の方から資金内容についてお話しさせていただきましたけれども、あくまでもUターン等々で戻ってくる方々、あるいは、お婿さんで就農する方々も含めて何とか応援してあげようということでございます。

農業体験はそれぞれ人数を受け入れしているのは、26年で19名、それから27年で26名というようなお話を聞いております。実績としては、26年で5組、27年に3組という話にはなっておりますが、どちらしても、この体験等々で来ていただいて、どうあるべきかという先ほど申し上げたように、うちの町の農業体系、体質というか、形態が非常に違うところであります。新規就農はいいんでしょうけれども、私どもはやはり経営として成り立っていただける環境を作っていかなければなりません。うちの土地利用型でいくと到底、相当応援する方々が町を初め、いろんな関係団体が応援しない限りは、なかなかうちの町で新たに農業を始めるというのは、私は難しいと。それは国や北海道や町が相当応援していかなければ経営が成り立たない。ですからなんとか法人も含めて、今の農家をやっている方々のところに入って、一緒になって就農するのが私は望ましい姿ではないかなというふうに思っております。また、土地条件等々も網羅し、これまでのいろんな農業団体の実績も考えると、うちの町で2、3ヘクタ

ールで、経営を成り立たせるというのには相当財産を持ってくるか、相当我々が援助するかというようなことになろうかと思えます。ですので、今回の予算にも計上させていただいておりますけれども、機械力を使って人数でできる農業っていうのを、どうしても目指していかなきゃならない、うちの農業形態からいくとそういう方向で土地利用型で進めていくのが、私は望ましいのではないかなというふうに思っているところであります。ただ、今熊木議員が言われたように、新しい土地も当然必要でありますから、人手不足の、当然数十ヘクタール持ちますとできませんので、そういうところにはやっぱり一緒になってともに経営を支えるパートナーとして農業をやっただけの方が来ていただけるように、これはいろんな媒体、あるいはいろんなこの今フェア等々ありますので、うちの町からも多くの農家の方々がそこへ出かけておりますので、そこでうまく見つかっていただければ、もっとももっといい農業形態になるのではないかなというふうに思っておりますから、どちらしてもやはり来ていただく方の生活が困らないような、家族で来ていただいても生活が成り立たなければ何もなりませんので、それらも十分考えながら、来ていただく方たちの支援体制は取っていききたいと思っておりますが、先ほど言ったように町でできるものは限界がございますので、それらを含めて、来ていただきたいのも当然ありますけれども、やはり先ほど言ったように家計が成り立つ農業になるように応援はしていきたいのと、そんなふうに思います。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子委員。

今、町でできることには限界があるって、それは思います。国の支援とかね、道のいろいろ支援の中で、就農研修受け入れとか、青年就農給付金とかいろんな形で設けられていますけれども、相談された方にやっぱりそのようなことはもちろん紹介しながらやっていると思うんですよね。それで、私以前地域おこし協力隊のことで質問させていただいて、うちの町ができないって、その時点ではそういうことでしたけれども、あの後もそういう募集ありながら、そしてその農業とかに携わった方々は、そこでいろんな発信をしながら、新しいその息吹をその町に注ぎ込んでるっていうかそういうので、すごく成功している例がたくさんに載せられているんですけれども、そういう形で今後、町長、前回の私が質問した時には、現時点では、っておっしゃっていましたが、やっぱり今もおかつたくさんそういう募集とかして、農業の分野だけではなくて、町を活性化するためのいろんなことがアイデアとか取り入れられていますけれども、それも含めて今後検討するってことになっていくのかどうか、ちょっとそれですけれども、伺いたいと思います。

私もいろいろこう切り抜きとか、隣の町の意見とか近隣の町のとか調べると、農業形態は本当にさまざまですから、うちのように稲作とかその大型化をやっている農業の中では、本当に新規就農で入っても、よっぽどの財産とかなければなかなかできないというのは私も理解できます。だけれども、例えばその名前出していいのかな、月形町とか、その夏期に限定するとか、あと平取とかそういうところでは、

ハウス1棟2棟から始めてっていうところで、そこに援助する、そういう形もやっています。また、住宅の確保っていうことでも、やっぱり教員住宅を改良したりとかっていう形で、住宅も用意しているというところがあるんですけども、南幌町も今、住宅用意しましたよね。そういう形で、そういうこともふやしていく方向にあるのかどうか。

それから、新規就農者が作った野菜とかそれを学校給食に使ったり、ふるさと納税のお返しに使ったりっていうところもあるんですけども、そのように発展させていくことができるんじゃないかと思うんですけども、そういうことを取り組むことで、先ほど1問目の質問にあるように、やっぱり移住定住を促進していくことで町を活性化させることになると思うんですけども、その辺を含めてお考えを伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。思いは十分わかるんですが、今うちの町、先程言ったように耕作放棄地はない、なおかつ若い人の土地を求める意欲がまだまだたくさんあります、現実は。ですから、新しい人も入っていきたい思いはあります。これは不耕作地や耕作放棄地がたくさん出てこればそういう方法は当然取らなきゃなりませんけれども、今うちに親から引き継いで、あるいは代々引き継いで農業で頑張っってこれからも頑張ろう、という若い意欲のある青年がたくさんおりますので、私どもはその青年を応援していくのがまず大事ではないかなと。農業というのはそんなに甘いものではございません。ハウス2棟で家族4人生活できるかといったら、到底うちの町ではなかなかできない環境であります。ですから、作物を見ていただければ歴史がちゃんと物語っていると。今回の予算にも入れてますが土地改良をなぜするか、そういうことを考えていくとなかなか思いはわかりますけれども、うちの町で新たな方々を入れてどうのこうのという、そういう環境にないものですから、あればちょっと変わります。ですから、以前お話ししたように協力隊も含めて、今まだそういう時期ではないなというふうに思っております。今ある若い人たちがやっぱり元気になっていただきたいので、そこらの支援はしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今後どういうふうに変化がなるかちょっとわかりませんが、やはり町が手をかけるということは、経営もちゃんと成り立つ指導ができなければ新規就農の、私は受け入れは難しいものというふうに考えておりますので、思いと現実とはかなりやっぱりありますので、現在はうちの町に合った形態の方が優先するし、我が町の青年をいかに一人前にしていくか、そしてそこに新しい方々が一緒にやりたい、そういう方々の受け皿になれるような、若い人を育てていきたいなど、そんなふうに思っています。

議 長
菅原議員

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に8番 菅原 文子議員。

執行方針に対して、町長にお伺いいたします。移住定住の促進について伺います。子育て支援政策、なんと！なんぼろ、スペシャリティ

ーガールズなどのPRが浸透し、本町も知名度がアップしてきたと感じています。昨年も開催されました、町外在住者を対象とした南幌町体験ツアーには、およそ100件の家族が応募したと聞いています。しかしながら数に限りがあり、ほんの一部の家族しか本町に来てもらうことができないのが現状です。町政執行方針の中で、町の魅力を積極的にPRすることで、知名度向上と移住定住の促進を図りますとありますが、2点伺います。

1、どういった町の魅力をどのようにPRしていくのか。

2、移住定住希望者、移住定住用の支援として、専任の移住定住支援コーディネーター、定住促進支援員を設置する考えは。を伺います。

議 長
町 長

町長。

移住定住の促進についての御質問にお答えをします。本町では、知名度高揚対策事業や観光振興などの推進を初め、関係機関や諸団体の活動により、南幌町の知名度が向上してきたと実感しています。移住促進事業の中で、イベントとして実施している南幌町体験ツアーにつきましては、本町の魅力を知ってもらうため、乗馬体験や農業収穫体験、地元食材を使用したバーベキューのほか、町民を交えた座談会を開催していますが、平成27年度は当日の参加者11組、41名に対し、132組、482名の応募をいただきました。これは、本町の子育て支援策や、教育施設のPR、札幌圏や千歳空港への利便性、環境のよさなどが注目されてきたあらわれだと考えております。

1点目の御質問については、昨年、第3回議会定例会において、菅原議員の御質問にお答えをさせていただきましたが、本町は、札幌近郊としての地理的優位性、緑豊かな田園風景が広がる子育てに適した住みやすい環境、安全安心でおいしい農産物が豊富にあること、さらには、移住者や来町者におもてなしの心をもって接する多くの町民など、たくさんの魅力が本町にはあると思っております。このため、幅広く本町の魅力をPRし、1人でも多くの方に知っていただける機会をつくっていく必要があります。本年度は、知名度向上対策事業としては、主に札幌圏内に居住する子育て世代を中心に、知名度向上及びイメージアップを図るため、地元アイドルの継続を初め、各種イベントの出店や広告宣伝などを予定しており、移住促進や地域誘客の促進を図りながらPRしてまいります。

なお、南幌町体験ツアーにつきましては、平成23年度から5年間実施し初期の目的は達成したことから、この事業は、平成27年度をもって終了いたします。

2点目の御質問については、移住定住に係る支援策の一つとして、他の自治体では、支援員などを設置している事例もありますが、移住定住の促進に係る施策全般についてさらに、研究する必要があることから、第6期総合計画策定の中で検討してまいります。

8番 菅原 文子議員。

今御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

議 長
菅原議員
(再質問)

まず、1点目の中で、御答弁いただきました南幌町体験ツアーにつ

いてなんですけれども、これは平成26年度、約65組、そして今お答えいただきました今年度132組482名、大体倍近くの方々が希望されてるということで、本当にこの企画はよかったなとは思っています。昨年、この11組いらした中の、1番最後の座談会に職員の方々の協力をいただきまして、傍聴させていただきました。本当に皆さんたくさんの御質問や不安や、いろんな意見が出てきていたので、これはとてもいい事業だと私は思っています。今年度をもって終了するというので、次期につながる何かかわる施策があるのかどうか、事業があるのかどうか、これを1点伺います。この132名、132組来ていただいた中でも、そのあとにつながる何かされていますかということをお質問させていただきましたけれども、その11組以外の方にはこれといった何もできない状態だということをお答えをいただきました。もう本当にもったいないなという思いでいっぱいです。南幌町に何回か来ていただいて、そして1回限りではなく、何回か来ていただいて南幌町は子育てにとって良い町だと、再確認をしていただくことにより私は移住につながるのではないかなと思います。この体験ツアーにかわる新たな事業を1点伺います。

それからPRなんですけれども、昨年の9月から執行方針の中でも昨日述べておりましたけれども、フェイスブックも始まりまして、これも見せていただいています。写真付きで、とっても子どもさんたちとか吊るし雛とかとてもいい企画で、今朝も見てきましたけれども、南幌町のこの温かい人の流れがよくわかって、とてもいいことだと思いますが、ホームページからはリンクできないのではないかなと思ってしまうんですね、もし見落としていたら大変申しわけないんですけれども、フェイスブックのFというブルーの文字、大抵はものすごく小さいです。ですからちょっと見落としてたら申し訳ないんですが、これもホームページからリンクできないとしたら、これも考える余地があるのではないかなと思います。

それで移住体験なんですけれども、移住体験もたくさんの方が来ていただいておりますけれども、子育てされている方は1組2組、もう本当に少ないので夏休み冬休み限定の企画を組んでみて、そして本町に来ていただくということも考えるのが一つではないかと、これもまたPRの一つになると思います。

2つ目が変わりますけれども、コーディネーターについて。支援員なんですけれども、第6期の総合計画に検討していくということでありがたいお答えをいただきましたけれども、これは早急に進めるべきことではないかなと思います。28年度の予算に入っておりませんので、職員を新たに採用とかそういう話になることではないです。ですけれども早急にこれを検討していただいて、南幌町に来て、そして来た後も不安なく過ごしていただけますよという、ですからぜひ来ていただきたいということをおPRする、私は一番大事なことはないかなと思います。やはり子育てをしているお母さんたち、親御さんたちは、本町に来たらいろんな、たくさんの不安なことがあります。私も来た当時はものすごくいろんなこともありましたから、ですから本

町に来ていただいたら子どもの支援もたくさんしているし、いろんないいこともあるけれども、皆さん安心して来てくださいと、そういうことを早急にPRしていくことが私は大事なことはないかなと思います。6期の総合計画の策定ということですからけれども、支援員についての町長のお考えを伺いたいと思います。この2点、お願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。好評っていう見方もいろいろあるかと思いますが、初期の目的は達したということでもあります。今、後継の事業はいろいろ、ただ地方創生、いろいろ絡みがあってなかなか打ち出せない。また、やれば単独というようなこともありますし、全体を網羅しながら今いろんな媒体を使って子育て支援、あるいは移住定住含めてやっておりますので、その中でいろんな形がまた生まれてくるのかなというふうに思っております。

それから、支援員、いろんな地域でいろんなことをやって、協力隊も含めていろいろとそれぞれ各地で花盛りくらい取り入れているわけですが、私も首長さんたちといろいろと色々な話をさせていただいて、華々しくやってるけども実態は相当厳しいよということでもあります。私はなぜ置かないかと、まだまだうちはそこまでいってないというのと、うちに20数年前から来ていただいて、最近まで来ていただいてたくさんの町民の方々、よその町とちょっと違うんです。ですから、支援員は住民の中に私はいると思っています。それで、いろんな声をかけていただいて、いろんなあるいは審議委員にもなっていて声をかけていただいています。ですから私は長く住んでいただいてこういう実感があって、そういう人たちのお話を私どもがどう取り上げていくかと、そこが大事だなと。今来たからといってすぐその方がものになるかと、うちの町の隅々までわかるわけではないんです。一般的に言われてるものだけしか取り上げないから、いろいろな問題がでてくるということだと思います。幸い、うちにはそういう財産の町民がいるわけです。その中で、そういう課題がどうかはちょっと別として、そういう方々の応援をいただくことが1番いいんじゃないかなと私はそんなふうに思っておりますから、協力隊も含めて、支援員も含めて、あえてよそから来ていただく環境ではないと、そういううちの町の財産を生かす手法としてどうして行くかということを考えているということです。

議 長
まちづくり課長
(再答弁)

まちづくり課長。

菅原議員の再質問の中で、フェイスブックの関係がございました。フェイスブックはホームページのほうにはですね、確かに見えづらいかもしれませんが、ちょうど真ん中あたりにですね、南幌町のフェイスブックで付けているものがちょっとあるんですけども、そこをクリックしていただければフェイスブック見れますし、あと大体フェイスブックの多くはですね、仲間をちょっと作っていただいて、そして南幌町から発信をしたら見ていただく、その輪が広がっているというふうに感じております。例えば地元アイドルの話題ですと、直ぐ2、5

議 長
菅原議員
(再々質問)

00件とかですね、そういうような話題、あるいは南幌町のイベントですと、そのような件数がかなりふえてきております。着実に見ていただいている件数はふえているかと思っておりますので、その点も含めてですね、いろんな所では、フェイスブックありますよという発信はですね、続けていきたいというふうに考えております。以上です。

8番 菅原 文子議員。

今御答弁いただきましたけども、フェイスブックにつきましては、私の方で見落としとして大変申しわけなかったのですが、でもそれだけわからないっていうことですよね。私も一生懸命探したんです。「なんと！なんぼろ」という赤い部分があって、そこにあるのかなってという思いもあるんですが、とにかくフェイスブックも南幌町ってしないと出てきませんね。人伝えていくのはわかるんですけども、こういうことをやってますので皆さんどんどん見てくださいという、先ほどの1番目のPRについてなんですけども、そこにつながってくるかと思うんですよね。ですから、やっぱりもう少しこの新しい昨年9月から始めたものをもう少し大々的にお知らせしないとわからないことではないかなと私は思うもので、何回もPRについて質問させていただいて申しわけありませんが、さらに考える余地があるのではないかなと思って、私はこの質問をさせていただいています。

この南幌町体験ツアーも、当初の目標が達成したことからということですけども、私はそれもわかりますが、この132件、もしかしたらまた来年もさらにふえたかもしれない、ですからこの体験ツアーはやめてもいいんですけども、もったいないなっていう思いで私はいるんですよね。この漏れた方々に対して何かそのアピールをすることが大事ではないかなと思いますので、私は先ほど言いましたように予算化はまだしてませんから課としても難しいし、今年に関しましては新しい方に来てもらって、その方っていう考えは私はないです。ですから、今町長お話しされたように、私もその1人ですね。私は18年前に南幌に来ましたけれども、やはりそういう専任の方がいるとか、皆さんたくさんいるからそういう何かの機会に来てくださいよ、というのでは受け取り方が違うと思います。だから、来る方々の南幌町って目をつけていただくことの一つに専任であるか専任がないかということは大変大きい存在だと私は思います。町長も町長会とかいろんな方々とお話しされる機会があって、あまりっていうお話もされてるかもしれませんが、私は逆に、昨年政務活動で行かせていただいたところの実際の方とお話しさせていただきました。その方は本当に良かったよというようにお話もいただいて、着実に人はふえていると。そして来ていただける方が安心して来ていただいている。それからまた移住体験で来られる方たちにも自分が自ら運転をして、そして町内のいろんな所を見て歩いてると。細かいところまで御説明ができ、そして来た後も細かいところまでその方々のその思い、不安なところを払拭できる、そういうことを私はしていますよということをお話をいただきましたので、私はやはり来る方々にとっての不安を払拭するというは大変、PRだけではないんですけども、いいことで

はないかと思えます。地域おこし協力隊でされてるところもありますが、本町はまだその制度が使えませんから違う形で、ですから私は先ほど言いましたように、ここに住んでいる方にさせていただいていいと思うんです、私。ですから専任っていう、その専任になっていただくということが大事なので、皆さんどうぞということではないので、そこだけ町長にお伺いしたいと思います。2点です。お願いします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えします。フェイスブック、ホームページ、私も機械音痴ですけども、私でもすぐ出ました。それで、毎日見えています。非常に広がってます。ですからある程度効果はあると思っております。ですから不便が出てくれば考えていきますが、あまり変えるとまたいろいろ言われますので、とりあえず始まってまだ1年経っておりませんので、そういう傾向の中でやっていくべきではないかなというふうに思っております。

それから支援員等々のお話もいただきました。私はそういう意味ではうちの職員も、もともと町民でない職員がたくさんおります。ですから、いろんなところに行って発信ができる。もともと私みたいに生まれ育ち最後までここに居るのは違うと思うんです。そういう財産というのはうちの町にある、職員も含めてありますので、それらを何とか仕事しなかったらそれなりにはしなきゃなりませんけれども、今一生懸命汗かいてやっただけで思っております。ですからそれらを含めてそれで人が足りないよということになれば、またいろいろ考えていかなければなりません、いろんな所に行って、東京、名古屋、大阪、札幌、うちの職員が言うのが一番信頼性が高い、私は高いと思えます。私はどこの自治体に行ってもやっぱり職員は余分な事は言わないですね。オーバーにも言わないですね。だからそのほうが一番誠意が伝わると。雇っちゃうと、やっぱり過大評価します。見ていないのに見ているような振りをする方々とか、私行ったところはかなりそういうところがありますから、まだうちはそういう意味では平成に入っている方々が来ていただいておりますので、120数年の歴史の中でまだ20何年、そんな方々がたくさんいますので、だから職員も地域に出ている方々と町内会、行政区へ行ってお話しをさせていただいて、そこの中でどうしていくかということですから、置く置かないとかそういう問題ではなくて、それらを含めて第6期の総合計画の中では、それらが必要であれば設ける手法を取ればいいし、みんながそういう気持ちを持ってやっていただければ、あえて持たなくてもいいと私はそんなふうに思っておりますので、それらを含めて皆さんからいろんな声をいただくように、まず町民の皆さんからいろんな声をいただくようなことを努力していきたいなど、私自身も含めてそんな思いであります。

議 長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

(午前10時35分)

(午前10時50分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

志賀浦議員

次に4番 志賀浦 学議員。

町長に執行方針分で2問、質問いたします。

町立病院の維持と地域の医療連携強化について伺います。町立病院は外科の院長の退職に伴い、後任の医師の心配もありましたが、町長の御尽力のおかげで新たな体制で維持されることになり、安心しているところです。新体制では外科医が不在ですが、外科的治療は初期対応を含め、専門医との適切な連携の上で対応しますとありますが、町立病院でどの程度から初診していただけるのか。住民が理解できる範囲でお答えください。

病院経営については、入院患者数の減少に伴い厳しい状況であることは承知しておりますが、内科医2名体制に伴い入院患者受け入れに支障はないのか、また、よい方向になるのか、お伺いいたします。

議長
町長

町長。

町立病院の維持と、地域の医療連携強化についての御質問にお答えします。町立病院は、4月より江別市立病院からの総合内科医2名の支援を受け、身近なかかりつけ医としての機能を基本に、総合的に診療を対応します。

外科的治療の対応につきましては、広報4月号で住民の皆様に周知してまいりますが、対応は肩・腰・膝などの痛みについてレントゲン検査を含めた初期診断、その後の投薬、小外傷の縫合、膝関節の注射などを行います。専門医との連携の例としては、骨折の患者が受診した場合、初期診断した後に速やかに整形外科へ紹介して、以後の治療を依頼することとしています。今後も同様に、内科だから、骨折は見ない見れないではなく、まず受診していただきレントゲン検査などをした上で、ここまでは町立病院で見るべき、ここからは専門の医師が見るべきというところを患者と相談の上、治療方針を一緒に決めていくことを大切にいたします。

外科医は不在となりますが、御高齢で内科系の患者が多い町立病院では、同じ診療科の内科医2名体制になることにより、症例相談などの連携がスムーズになると想定されます。入院患者の受け入れはすぐに効果が出るものではありませんか、医師の仕事が分担されて内容が充実してくると、利用率が上がってくるものと期待をしております。

議長
志賀浦議員
(再質問)

4番 志賀浦 学議員。

再質問をさせていただきます。外科的治療の対応を広報4月号で周知とありましたので、安心をしているところでございますけども、できるだけ、骨折等がどの程度なのかという、その辺のわかりようを詳しく説明していただきたいなど。あわせて、小児科の初期診断というか初期対応ですね、何歳ぐらいまでできるのかとか、幼児期は無理ですよとか、その辺もあわせて出していただけるとありがたいのかなというふうに思います。

また、町立病院については議会としても長年に渡り心配をして、いろいろ提言等を行ってまいりました。また、町民のために健全な医療体系と歳費について提言してまいりました。その心配が一般会計繰り出

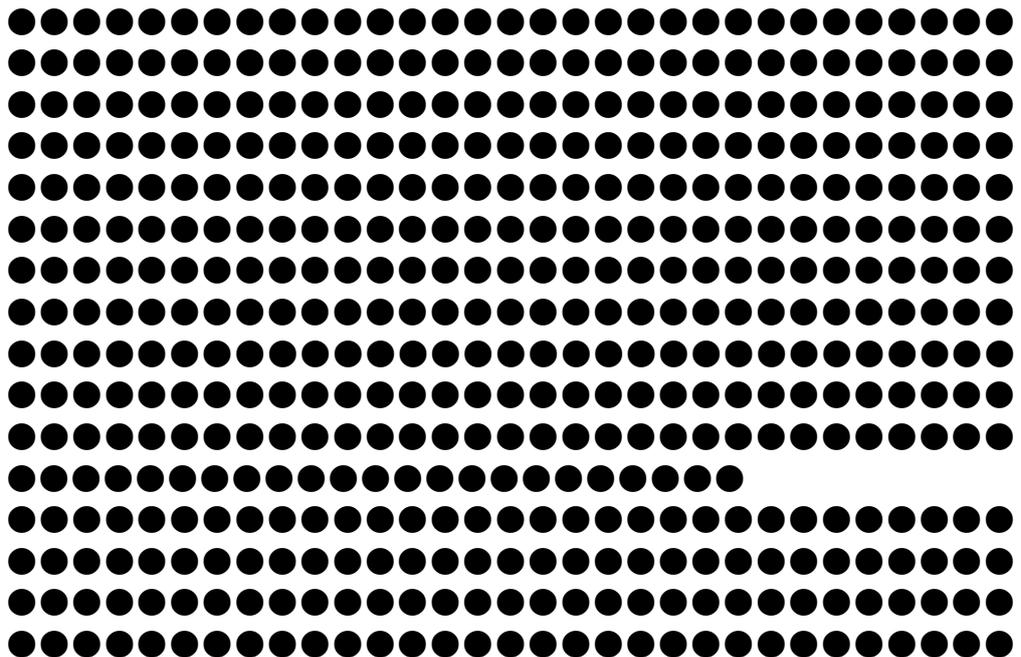
しによって現実味を帯びてきたのではないかなというふうに思うところ
です。

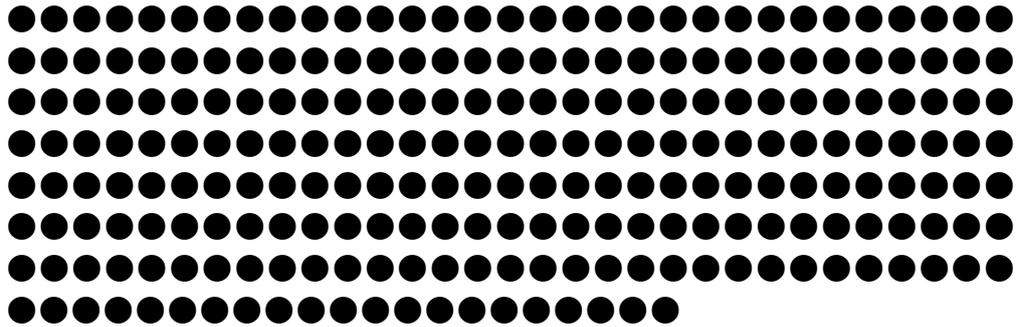
何点か質問しますが、1つ目にかかりつけ医として2名体制、ま
あ今回の町長の行政報告の中でありましたけれども、1名はしっかり
として、山内先生がいらっしゃるんですけども、もう1名は3カ月交代
ということで、この2名体制でかかりつけ医と言えるのかどうかっ
てというのが心配なところがあるので、その辺を教えてください
と思っています。

また、次に病院の施設内について伺います。議会報告懇談会でも、
町立病院に期待する声もありました。また反面、診察室と待合室の間
で診察内容が漏れ聞こえるということがあり、次回の来院をためらわ
れるという意見もありました。双方の意見も当たり前のことなのかと
思うんですけども、その中で例えば、診察室の扉をある程度の防音化
にできるのか、また待合場を多少ずらしてでも中の診察内容が聞こえ
ないようにすることはできるのか、その辺を伺います。

次に2016年の診療報酬改定では、報道の中ですけれども、全体
で0.84%の減額と報道がありました。医師分では0.49%の増
額、薬価部分で1.33%の減額と。町立病院の影響額は医師分が上
がって薬価って思うんですけども、院外があるからそんなに影響は
ないかなと思うんですけども、もしこの影響額がわかれば教えてください
。プラスマイナスも。

次に町立病院の入院及び外来は現在町民全体の何%ぐらいの方が利
用されてるのか。その辺がちょっとわかればお教えいただきたい。
ちょっと難しい質問かなと思うんですけど、概算でよろしいので。例
えば、月1回ずっと長きにかかっている人がいれば、年間述べ人数で
12人になるわけですね。そういう割りかえしでも構わないので、
どのぐらいの町民が町立病院を利用しているのか教えてください
。





議 長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

志賀浦議員の御質問の3点目にありました診療報酬の改定に伴う影響額という部分につきまして、私のほうから先にお答えさせていただきます。診療報酬の改定につきましては、示されたばかりということもありまして、当院のほうでも3月月末にですね、医療事務の委託会社等の説明会をいただいた中で、今後整理していく状況となっております。影響額の算出はしておりません。ただ、薬価の部分が出てたんですけれども、薬価の減少、効果がどの程度かわかりませんが、うちの療養病棟につきましては薬代等も含めた中で行っている部分もありますので、その分の薬代の下がった部分は購入額が安くなるのかなとは思っております。

あとは入院外来の町民の方の割合ということなんですけども、日々動いてるんですが、外来につきましては大部分の方は町民の方の御利用になると思います。入院につきましては、現時点で半分以上は町内の方だと思うんですけども、日々動いたりはしておりますが、町外の方の一定割合がおられます。ただ、町外の方と言われましても純粹に町外の方もおられれば、南幌町の身内の方の関係という方もいるような状況となっております。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。まず4月からの診療がどのくらいできるかということについては、できるだけ広報で載せたいというふうに思っておりますので、それを見て、それだけでわかるかどうかはちょっと別で、あとは病院だよりも含めて出しますので、その中でできるだけこのぐらいいは診ますよという方法で出していきたいと思っております。

それから2名のうち1人が変わるのでかかりつけ医という分野がどうなのかという話ですが、今の山内先生、それから今も何回か来ていただいている先生等々、患者さんと顔見知りの方もたくさんいますので、ある程度はかかりつけ医としての役割は果たせるのかなと。ただ、来る先生が3カ月で変わりますので、顔見知りの先生ばかり来ていただければ問題はないんですが、若干懸念はされるけども、そういうことがないようにということで先生方は言っているんで、ある程度は良いのではないかなというふうに思っております。

議 長

暫時休憩いたします。

(午前11時 3分)

(午前11時 5分)

な問題が出てくるかなと思うんですけど、その辺に対する対応っていうか、対応というより広報だと思うんですけども、その辺を事業に向けて、どのような計画でやっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えいたします。業者の選定についてはこれからのものですから、今のところはどういうふうにするかは最終的な実施設計から上がってきて、どういう形でやれるかはわかりませんが、支障が無いようにやっていきたいなというふうに思っております。

それから設置については、あくまでも業者がやっていただきますが、その間のやりとりについては職員と、当然住民の方とやり取りし、広報や町内会長さん、行政区長さん等々いろいろお願いをしながら、それからチラシができるかどうかはちょっと別として、いろんなことを使いながら、我々も心配しています、そういう部分がありますので。だからこうやって大っぴらに何回もやるのが本当にいいかどうかというのちょっと心配をしながらやっているとありますけれども、できるだけそういうことにならないように、いろんな情報が各家庭に行くだろうと思いますので、当然行政との確認をしていただくということも含めて、御案内、いろんな媒体を使ってやりたいなというふうに思っております。それでアフターは当然職員が入りますので、それらとうまくコミュニケーションがとれるようにやっていかないと町民に負担がかかる、あるいは大きな被害になったら困りますので、その辺は注意しながらやっていきたいなというふうに思います。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

4番 志賀浦 学議員。

再々質問させていただきます。今、町長が言われたように、あまりという、出たら、その辺の心配もあるんでしょうけども、本当にものごとが起きてからでは大変なので。例えばなんですけども、先程言ったような大手しかやっていないわけですから、防災無線というのは。ただ受信機のほうはそれなりに札幌の業者であるとか江別の業者であるとか、まあこの4町の中であればその業者であるとか、そういうところが一緒に、例えば契約に加わっていただいて回っていただくとか、一番心配するのは設置時のことなんですけども、例えば決まったときに、どこどこの何という業者が行きますよっていうことがわかればある程度防げるのかなと。ただそれも大っぴらには出せないんだろうけども。ただそういう大手がどんと引き受けてしまいますと、何社も子会社を設けてばらばらにそれいけドンってやっちゃう可能性があるんで、だれが来るかわからないっていう状況にはできるだけしたくないと私は思っています。その辺がもし入札する中で、例えばプロポーザル方式で、提案型でこうやりますとか、その中で例えば業者に周知徹底させる部分を何件か町側から出してやっていくとか、そういう方向にできないかというふうに思っています。これからのことなのでまだ決定していないわけですけども、できるだけ提案型の入札方式とか、そういうものを取っていただけないかなと思いますので、そ

の辺もし考えがありましたらお伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお応えします。いろいろお話しがありましたように、できるだけ変な、行動の被害に遭わないように、町民が遭わないようにということで、できるだけ気をつけながら私どもはやっていきたいなというふうに思います。こうやって、やっていたやつが1カ月ぐらいの間に情報として出ていきますから、いろんな人があるので気を付けていかなければなりませんし、当然あの、まだ何も決まっていなくて入札がどういうふうにとるか、そういうことは私のほうから言えないけれども、いろんなことを考えながら一番我が町にとってベストな手法で、新年度から取り組んでいきたいなというふうに思っています。

議 長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

次に3番 原田 弘一議員。

原田議員

魅力あるまちづくりに向けて、きらら街道の整備と遊歩道・自転車道の設置を、と題しまして町長と将来的な政策議論させていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

きらら街道は江別道を結ぶ通勤通学など生活道路として重要な役割を担い、町道としては最も交通量の多い道路となっております。私は昨年、きらら街道の現在抱える問題点と、将来的役割について調査研究してまいりました。その結果として、別途お示ししているこの御提案書をもとに、きらら街道の課題と将来的展望の考察を踏まえ、町長に2点お伺いをいたします。

1点目、車両の安全な通行を図るため、道道との交差点を拡幅し、右折レーンを設置するものであります。この交差点は事故も多く、隣接している工業団地を利用する大型車両や夕鉄バスの路線にもなっており、早急な対応が必要ではないでしょうか。

2点目、南8線から南12線までの遊歩道・自転車道の設置であります。本町は本年町民プールの完成を受け、ハード整備は今後の高齢者対策の部分を残し、おおむね完了したと考えております。これからやるべきことは、人口減少に対して、住んでいる人の満足度を上げることと、住みたいと思っていただくための、魅力あるまちづくりに向けての住環境の整備であります。現在策定している南幌版まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、南幌への新しい人の流れをつくる、これをテーマに、目指す方向性として観光の核となる、なんぼろ温泉との連携を図り、年間の観光入り込み客数を30万人とする、としております。核となるなんぼろ温泉とみどり野団地を含む市街地とを結ぶ人の動きをつくる必要があるではないでしょうか。

議 長
町 長

町長。

魅力あるまちづくりに向けて、きらら街道の整備と遊歩道・自転車道の設置を、の御質問にお答えします。

1点目のご質問ですが、右折レーンがあると交差点における、交通の流れはよくなり、事故の軽減も図られることが期待できますが、設置を検討する場合は、右折車の停車により後続車がどれぐらい影響を

受けるか考慮する必要があります。現在のところ道道の交差点は、右折車による影響が大きいとは言えず、用地買収、橋梁拡幅が必要であり、整備には時間を要することから、今後の交通の流れなどを検証し、検討していく必要があると考えています。

2点目については、以前から御質問があり、その都度回答しているところですが、状況は以前と変わりありません。きらら街道は交通量が多く歩道の必要性は認識しておりますが、御提案書のとおり、整備のためには用地買収、補償費など多額の費用がかかる上、用地を提供される方の御理解が必要になってきます。また、財源として社会資本整備総合交付金の活用との提言がありますが、歩行者や自転車の通行量などの要件があり、要望しても採択されるのは困難な状況であります。このようなことから整備するには全て、町単独費で賄うことになり、現在のところ整備は難しいと考えております。現在進められている晩翠遊水地や千歳川堤防整備の完成による温泉周辺の環境整備や、道央圏連絡道路の整備により、人や車の流れが大きく変わることも考えられるので、今後はこれらの事業の進捗状況にあわせて、町全体の交通体系について検証し、その中で歩道や右折レーンについて総合的な検討が必要と考えています。

議 長
原田議員
(再質問)

3番 原田 弘克委員。

それでは再質問させていただきます。資料として写真を提示させていただきます。(写真を利用)町長、これはちょっと見えづらいですけど、これは道道の江別長沼線の交差点の前のカーブです。ここに町長、看板があるのは御存じでしょうか。この表示物、この先交差点危険、事故多発と。要するに、危険地帯が南幌町にある訳です、きらら街道に。それで私もなぜ、しばらくこの危険地帯、南幌町の危険地帯ということになっているのか、その辺、右折車による影響は大きいとは言えずと答弁がございましたけれども、この、こっちは交差点でございます。この交差点、これについて事故がこの危険地帯ということで、若干ちょっと栗山警察署で調べをさせていただきました。それで、過去3年間の数字を、この交差点で起きた事故、調べさせていただきました。3年前25年が、人身が4件の物損が8件の12件、26年が物損が7件、昨年27年、これは12月3日までの数字ですが、人身が1件の物損が10件、11件ございました。毎年1カ所で10件以上の事故が発生している。これは、影響が大きいとは言えないと私は言えるのかなと、じゃあ何件が影響がないのか。私はこれについて、南幌駐在の斉藤所長にもお伺いしたら、やはり所長も町道の事故としては、交差点の事故としては1番多い方だと、そういうコメントをいただきました。今までこういう多発地帯という表示物があるわけですから、やはりこう、私はこの人の流れ、車の流れ、いろいろこれから出ることから、やはりこう町長が言っている、日ごろ言っているやっぱり安全なまちづくり、これに向けて今すぐに私は早急というお話をさせていただきました。やはりこう環境整備、これに向けてですね、取り組むべきではないかというふうに思います。これの早急に着手する考えはないのか再度、1点目はお伺いいたします。

2点目の遊歩道と自転車道。これもいろいろと先輩議員等が過去にも質問してまいりました。きらら街道、やはりこう、なんぼろ温泉という南幌最大の集客力を持つ施設があるわけでありまして。私のイメージ、これはまた資料として、パースを用意させていただきました。(パネルを利用)これについては語弊、いろいろありますけど、一応右折レーン帯とそれから遊歩道・自転車道の整備という形でちょっと絵に描いてみましたので、これは御提案書にも入っておりますので、これは説明は避けたいと思いますけれども、私は将来的に、先ほど答弁の中でありました将来的な遊水地整備、千歳川の堤防整備、それから長幌の第2浄水場の問題、これもあるのは承知をしております。ただ、やはりあの、総合戦略と今年から4年間、総合戦略ということで、今年のこれからが勝負の時でございます。南幌の知名度に私は十分寄与する環境整備ができるんじゃないかと思えます。その人の流れ、南幌に新しい人の流れをつくるということになれば、当然30万人という数字、近隣住民だけでは対応できない。やはりこう、外国人の誘致等も含めて考えていかなきゃならない。そうすれば当然、南幌町に団地を買っていただく外国人の方も出る可能性もあります。そういった面で、私もまずは遊歩道、将来的なサイクリング計画ですとか、いろんな波及効果は私はあると思えます。そういった面で人の流れをつくる上での戦略の一つとして、私は必要ではないかと思えます。それで町長、財源のお話をされておりましたので、私の方からちょっとその辺、私の見解と若干違うところがございますので、ちょっとお話させていただきます。社会資本整備総合交付金、これは簡単な沿革を申し上げますと、平成22年に国交省が所管の補助金を一本化したものでございます。次の年、23年にさらに自治体が使い勝手がいい地域自主戦略交付金を創設しております。それで25年に、東北震災の関係で防災安全交付金が新たにこれに加わって、地域戦略交付金は廃止されました。ただ、今残っているのは、この防災安全交付金と社会資本整備交付金、社会資本整備交付金の要件、これは国交省のホームページを見てもらえばわかりますが、成長力強化や地域活性化等につながる事業に対する支援なんです。ですから、答弁にありました現状の交通量が少ないとか、そういう問題ではなく、地域の活性化等につながる事業、これであれば採択要件に私はなると思っています。そのためにはただ、提案書に入れてあるとおりのハードルは高いです。整備計画を作って、そして事後評価をしなければならない。当然整備計画の中で基幹事業を設け、そして付帯として、効果促進事業もやらなければだめだと。ですから当然本体の基幹事業には計画を持ってですね、付帯事業で促進事業も検討しなければならない。これは、促進事業は交付割合2割なんですけれども、ただこの2割の中には観光案内看板ですとか、レンタルサイクルですとか、観光振興の事業に使いますと言っています。ですから町内これから、今南幌町内には外国語表記しているのは何もありません。ですからこれから南幌温泉、環境整備と合わせ、やっぱり町内の案内施設看板、サイン、これにやっぱり外国語表記も当然必要ではないかと私は思います。ですから、基

幹産業の中でメニューとあります道路ですとかいろいろありますけれども、このメニューにある住環境整備、これに特化した中で地域活性化等につながる事業展開をして、整備計画を作ってですね、私は取り組むべき、過疎債がないんですから。やはりこう単なる補助要綱だけでなく、自分たちが努力して整備計画を作って財源を確保すると。そういった取り組みも私は必要ではないかと思います。整備計画、これは優秀な職員がたくさんいるわけですから、やはり知恵を絞って、結集して作る必要があるのではないかと思います。場合によっては議長の了解を得て、議会としても計画づくりに参加しても私はよいと思っています。どうですか町長、一緒に作る考えはあるのか、そして再検討の余地があるのか。その辺御答弁願いたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えさせていただきます。この道路、いろいろ過去からいろいろやって、今社会資本整備、今原田議員が言った案件もありますけど、現状がまず把握をされておられません。車の台数は確かに多いんです。自転車と歩行者、その要件からいくと相当ハードルは厳しいです。それと最近、法が変わりまして、自転車道は別に設けなければならないと、今自転車は車道を通らなければならない。そうすると、あそこの地形からいきますと原田議員の提案の用地買収等では到底問題あります。倍以上、3倍くらいかな、それに補償費等々が入ると、原田議員は3億ぐらいとなってますけど、6億ぐらいかかるんですよ。それでほとんどが用地買収で工業団地に入っていく自分のところに入る通路も作っています。それらのことを考えていくと非常に厳しさがあるということでありまして。先程答弁したようにあの地域が遊水地、堤防強化、そして道央圏連絡道路、それらがあるものですから、その辺の状況がもう少しわかるまでどうあるべきかということとは検討する余地があるかもしれませんが、今すぐやりますとか、いい補助金があるからやりますかっていう、それはもう補助金は5年も6年も前からずっと探して、これは該当ならないかと職員に何回も行ってもらってます。今言われた話も行ってますけども、結局は行き着くところはなかなか、町で単独でやるならいいですよ、とそういう答えであります。だから、今のその辺の周辺整備が終わって、こっちの要件もきちっと申し上げれる環境にあれば、またお願いをしていくことは可能かと思いますが、現時点では行っても難しいです。そして現状で歩行者は何人ぐらいいますかと、そう言われた時に原田議員は何人とお答えできますか。私は答えられなかったんですよ。人数はいます、自転車もいますと。要件には相当なハードの高い要件があります。それが環境整備です。ですのではなかなか難しい。それと提案書にあった歩道が右左移動するのは、原田議員御承知のとおり13線で事故があった時言われましたよね。そのことを考えると、なかなかこの周辺整備をするというのはいろんな背景があってそう簡単なものではないです。ですから、国のそういう事業がある程度終盤で見えてきて、そういう流れが変わってきて住民の流れが変われば、それは私もまたやることは可能かもしれませんが、現時点では、このまあいっ

たって労力を使うだけです。ですから私は毎年何かないかと、何かいい方法ないかと。いろんな国の機関に行ってここを何とかしたいんだと、それで町民の皆さん、議会の皆さんから道道昇格も含めていろんな整備をやれと言われてるんですが、現況の中ではなかなかそういう事業の取り組みにはできないっていう回答をいただいています。ですから、やらないと言っているのではないんです。やりたいんだけど、そしたら今何億も町費を出していいのか、原田議員も何もないだろうと、今年予算書を見ていただければ取り崩しが5年したら全部貯金なくなりますよ。そんなとこに新たに6億使ってやれますか。私は難しいと思います。町でやる場合はね、だからいろんな国の制度資金を活用しながら、その期を見て私はやるべきではないかなというふうに思っています。確かに入り込み客だとか、いろいろ南幌に30万人近く来ていただいているんですよ、現状で。だから、その人たちがいる程度満足して帰っていただく手法としていろんな方法を取りながら私はやるべきだと、そっちに今お金をかけていこうということでもありますので、提案の思いはわかりますけれども、現状の中では非常に厳しいから、やめたんじゃなくて今後の推移を見ながら考えましようということ考えております。

議長
原田議員
(再々質問)

3番 原田 弘克議員。

かなりハードルが高いというのは町長も同じ考えであると。私もそうです。ただですね、やはりこう、町長は今ではできないと、様子を見てということで御回答いただきました。やっぱりこう、人の流れ、この総合戦略4年間の中で人の流れを何とか呼び込む方法でこういうまちづくりしているんだよというものでですね、やはりそうしないと定住、いい町だねと、この町住んでみていい町だねと。定住策、それから移住してくる人、南幌町を選択肢の中に入れてくれる人、ああ、こういういい町だねと思っただけの魅力化の部分、僕はこれは単なる一つの部分です。提案です。ただ、ほかにたくさん魅力化する、魅力のあるものはたくさんあります。そういったものをやはり町のイメージづくりとして、僕はこの総合戦略の中で、先ほど先輩議員たちも言っていました移住定住の中でやはりPRも含め、やはりこう住環境整備というのに重きを置くのは僕は必要だと思います。

それで、再々質問ですけれども、町長も今やるとは言ってないと、ただ今後の流れを見ながら総合的に検討していくということでございます。それで、私の提案書、かなり町長も6億円という数字をお示しになりました。ただ私のものは現状の中でいろんな歩道の交差の問題、自転車道、こういったものの課題はあったとしても、やはり将来的にやっていくんだよというそういう思いの中で、僕は総合計画の中で位置付けしていただきたいなという思いがあります。ただ、その中で委員さんの意見がどういうふうになるかわかりませんが、やはりこう幅広い議論をしていった中で将来的にどうあるべきか、町長もその中で、この10年間の第6期の中でその辺の思いがあるのであれば、私は総合計画の今回の策定委員会にぜひかけていただいて、委員さんの意見をできればお伺いしたい、お聞きしたいというふうに思ってい

ます。それで、町長、その審議会にかけていただく、10年の中で確約はできないとしてもですね、そういう思いがあるのかそれ1点お伺いしたいのと、町長、12月の改選期でございますけども、私は強いリーダーシップ、この総合戦略で持つのが必要だというふうに思っています。やはりこう今のまち・ひと・しごと総合戦略、あるいはふるさとの南幌の要するに実感できる、子どもたちに実感できる町づくり、これをやはり町長は思っているわけでございますので、もし立起する考えがあるのであれば私は公約の一つとして考える予定がないのか、それを含めて、以上お聞きして質問を終わりたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

いろいろお話しをいただきましたけれども、原田議員が前の職にいた時の状況と違って、本来は戦略づくりをやめたいぐらいの環境です。全部町費です。でもやらなければだめだから、今回皆さんに提案をさせていただいて、2億なにがしの取り崩しもさせていただきます。これを見ていただければ、原田議員は十分過去の経験で分かるはずです。そこまで厳しさがあるんです。けれども総合戦略は一生懸命町民の皆さんとともに立てていただいて、うちの町のこれからの姿です。これをやらなければどうするんだと。だから町費もつき込んでやるんですよ。そういう今状況の中で、夢を描けというのはなかなか難しいんじゃないですか。それらの実績もなかなかつかめない。どうあるべきか、もっと違う方にお金を使うべきか、まだまだ出てくると思います。ですからそういう総合判断を新たな6期の計画に立てております、お願いをしております。その議論を踏まえながらどうあるべきかと考えていくべきで、私がこれ入れろとか入れるとか僕はそういうことじゃなくて、皆さんが感じてることをまず述べていただいてどうあるべきかということをするべきであって、自分が全部やるんだったら委員さん要りませんよね。だから皆さんの多くの意見をいただいて、原田議員の意見はこういう意見だと、私はこういう意見だと。そして審議会の人たちはどうだと、そうやって私はやるべきだと。数十年前なら俺がやるぞで良かったかもしれませんが、今はそういう時代ではないと。ですから、総合戦略も立てて、28年が実質元年ですよ。元年が国の政策腰折れでいるわけです。それでもやらなきゃならない地方ですよ。我が町も含めて。だからそこに向けて今は全力投球をしていく、恐らく予算委員会で皆さんからいろいろ御意見があるんだろうと思います。苦しい中で、たまたま貯金があったから取り崩しますが、これ5年いったらないんですよ。だから来年以降もどういうふうにするかは戦略を立てながらやっていかなければ安定って言うていまずけれども安定ではないんですよ。だから将来を見据えてどうあるべきかと、その中で人も呼び込まなければならない、今住んでる方にも満足していただかないといけない。そこをいかにやっていくかということではないかなと私はそんなふうに思っています。まずは立てた総合計画、ちゃんとやらなければ計画は何だったのというふうになりますから、そこに全力投球をさせていただくということです。

議 長

以上で、原田 弘克議員の一般質問を終わります。

午後1時15分まで休憩をいたしたいと思います

(午前11時55分)

(午後1時15分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。
午前に引き続き、一般質問を行います。
2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

町長に質問したいと思います。子育て世帯をターゲットにした政策、誘導策は、ということで、南幌町の人口は平成10年以降、日本経済の失速の中で減少し続け、17年間で約2,000人減少している現状です。町の財政も危険な状況の中で、人口増加の政策をなかなか実行するような状況ではなかったことは、ある程度理解できますが、現在の財政状況は一時ほどの状況ではないと考えます。人口減少対策は、まちづくりの基本だと思います。南幌町もこのままでいくと高齢化率が著しく上がり、高齢化のまちになるのは必定です。いまこそ、子育て世帯をターゲットにした政策、誘導策を実施し若い世代を誘致することを提案します。町長の考えを伺います。

議長
町長

町長。
子育て世代をターゲットにした政策、誘導策は、との御質問にお答えをします。人口減少問題について、本町の人口は何もしなければ減少が続くものと予測され、少子・高齢化がさらに進み、生産年齢人口の減少による地域経済の縮小や、労働力人口の減少、地域活力の低下、社会基盤整備や、社会保障費の増加による行財政の悪化など、さまざまな影響が懸念されています。本町では、この人口減少という現実在即し、地域の活力を創生していくための目標を定め、まち・ひと・しごとづくりに重点的に取り組むため、人口ビジョン及び総合戦略を策定したところです。人口ビジョンでは、総合戦略に描かれた施策などを着実に推進しても、将来目標人口は2040年に6,400人、2060年では4,700人を想定し、高齢化率は40%を超えることが見込まれています。子育て世代をターゲットにした政策や誘導策については、子育て世代住宅建築助成事業を初めとした、移住定住政策、0才から小学校を卒業するまでの医療費の全額助成するなどの取り組みについて、着実に進めてまいります。また、今年度に第6期総合計画の策定を目指していますが、総合戦略の策定の過程において、いただいた南幌町地方創生推進会議からの意見や提案、まちづくり戦略チームからの提言なども参考としながら、人口減少対策に有効な施策や事業に取り組んでまいります。

議長
川幡議員
(再質問)

2番 川幡 宗宏議員。

再質問いたします。南幌町の人口ビジョンによりますと、これからの人口予測は国の提供したワークシートによりますと、2040年の人口推計は5,143人という予測が出ております。南幌町の将来の人口目標は、特殊出生率を現在の1.15から、2020年1.25、2030年1.33、2040年1.50、2060年、1.80を目標として、目標人口は2040年の6,400人、2060年、4,700人と設定しております。南幌町は、現在8,000人

のかどうかというのも非常に悩むところでございます。道内でも伸びている地域、周辺の市が非常に大きく伸びております。残念ながらうちは札幌が減少傾向と雇用の場が非常に少ない。そういうデータもたくさん出ているところです。ですから、平成に入った時は雇用の場が非常に多くて、皆さん入ってきていただいたというのが現象としてはあるんですが、今札幌がちょっとそういう分野が非常に、多少はあるんですが、大きく伸びる要素っていうのがまだまだ足りないんで、やはり北海道は札幌が元気になっていただくというのが、私は周辺市町村の元気にもつながるといことで、道を初め札幌市にはやはりそれなりのリーダーシップをとっていただいて、発展をしていくというのが大事ではないかなというふうに思っているところでございます。

それで、今まち・ひと・しごと地方創生で人口ビジョン、これを枠にはめられた中で、最大限うちとしてその枠の中でできるのは2040年の6,400人というようなお答えをさせていただいたところがありますが、何もしなければまだまだ下がると、やって6,400人と。しかしうちには住宅団地がまだ680ぐらい残っているわけがあります。これらのことをどうクリアしていくかによっては、その伸び率が減ったりふえたりするんだらうと思っております。その辺も第6期の総合計画でやりながら、目標人口に置くかということは議論をしていかなければなりません、少なくともその6,400人、国の定められた手法に乗ってやった6,400人をできるだけ上回れるような努力をどういうふうにするか、そんなことを考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

教育の問題も話がありましたけども、学力の低下の問題だとかいろいろありましたけれども、現状は町内の子どもたちが高校進学するときに、非常に多い高等学校に進学しております。昨年度は20数校、その前は40数校、今年も聞くところによると30数校のようであります。それだけ私は点数の学力だけではなくていろんな子どもたちがトライできる地域があるし、できるということはそれなりの学力を持って、いろんな高校にトライをしていただいているんじゃないかなと思っておりますので、当然あの数字で言われる学力アップも大事でありますけれども、そこも含めて最大限応援をして、何とか元気な子どもたち、世の中を豊かにする人材を育てる、そんな手助けができればいいのかなと、幸い我が町には学校、あるいは地域の方々、先ほど川幡議員も言われたとおり、少年団活動を見てもいろんな方の御支援をいただいて、子どもたちが、元気に過ごしているわけありますから、その強みを生かして、私もやるべきではないかなと、そんなふうに思っているところでございます。

子育て住宅にとってのいろいろな提案もございました。検討する部分もありますけれども、まずは今年、子育て住宅の建築助成、これがどのぐらい、どういうふうに反響があるかわかりませんが、これをやりながら、そして次の手はどういうふうに見えるのか、それを見ながらやっていきたいなというふうに思っています。同僚議員からもいろいろお話があって、それなりに努力をしているわけありますけ

町 長
(再々答弁)

したいと思います。

川幡議員の再々質問にお答えをいたします。いろいろお金の出し方、生み方等々いろいろあろうと思います。今回の住宅政策でもちょうど5年で1億円であります、町費であります。そういうお金の出し方をして本当にいいかどうかというのは1年か2年で私はわかると思います。それらを見ながら次の政策はどうあるべきかということも当然検証しなければなりません、うちの町として今出せる最大のことは打ち出したつもりであります。そのほか言われたように、お年寄りがふえてきますから、元気なお年寄りをつくっていかなきゃならない政策も当然出てこなきゃ困るわけですから、それらも踏まえてどちらにしてもやはり川幡議員が言われるように、お年寄りの世代ばかりでは後が大変っていうのは家庭でも皆さん同じだと思います。老人世帯がそのままいくっていうのと同じ、それは大きく器として町と同じと、私はとらえています。ですから、子育て世代に今回はターゲットを絞ってお金をつぎ込んでみるということでございますので、これらを含めて、これは本当に好評であれば、もっともっとやればいいし、やはり不評であれば違うんだなど。北海道はいろんな長野県やら岡山県とは違うからというふうに思ったりもするわけですから、やはり今そんなことをしながら少しでもやっぱり来ていただく。反響が結構あるようでありますから、それが本当に実効として実っていただければ、やった成果が出れば本当にありがたいなと思っておりますけれども、まずそれをやらせていただいて、5年間こういう約束をさせていただいて提案しておりますので、それをやりながら次の世代が、次をどうするかっていうことは当然前を向いて走らなければなりませんので、そちらも考えながらいきたいと思っています。それから学力の問題、これも本当に表示されるから非常にづらい分野でありますけれども、やはりまだ何かがうちの町としては足りない部分があるかなと思っておりますので、これは教育委員会、学校関係者と協議をしながら、少しでも前進をする、あまり大きくない県でも全国一伸びたり、いろいろあるわけであります。それらの県も参考としながら、やはり一番いいのは元気で学力もちゃんとある、上がる。そういう地帯で先ほど川幡議員が言われたように緑豊かな田園文化の町の要素をそこにつなげれば、もっともっと延びる要素が出てくると思いますので、これも検討しながら前進をしたいなとそんなふうに思っています。

議 長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時43分)

- 議長 おはようございます。
去る3月10日より予算審査特別委員会のため休会となっております。平成28年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
- 本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 志賀浦 学議員、川幡 宗宏議員から、3月9日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によりお手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。
- お諮りいたします。
これを許可することに御異議ありませんか。
(なしの声)
- 御協議なしと認めます。よって、志賀浦 学議員、川幡 宗宏議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。
- 日程31 議案第31号 南幌温泉ハート&ハートの指定管理者の指定についてを議題といたします。
- 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第31号 なんぼろ温泉ハート&ハートの指定管理者の指定につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 産業振興課長 内容の説明を求めます。産業振興課長。
- 議案第31号 南幌温泉ハート&ハートの指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。
- 1 指定管理を行う公の施設の名称、南幌温泉ハート&ハート、2 指定管理者となる団体の名称、札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、株式会社アンビックス、3、指定の期間平成29年4月1日から平成39年3月31日まででございます。
- ここで参考といたしまして、今回の指定管理者公募から選定に至る経過について、簡単に御説明させていただきます。
- 指定管理者の募集は、昨年11月26日開催された議会全員協議会で、御説明させていただいておりますが、南幌温泉ハート&ハート指定管理者募集要項に基づき、12月10日から役場掲示場への掲示を初め、町広報12月号及び町公式ホームページ等で募集公告を行い、本年1月13日、指定管理者申請予定者を対象とした業務説明会及び現地見学会を開催しましたが、出席事業者が現指定管理者の株式会社アンビックス1社のみということで、現地見学会は省略し、指定管理運営業務仕様書に基づく、業務説明会のみ開催したところでござい

ます。

その後、1月27日まで、申請書受付期間と定めていましたが、これも現指定管理者であります株式会社アンビックス1社のみ申請という結果となり、1月29日、課長職で構成しております、指定管理者選定委員会幹事会において、第1次審査として株式会社アンビックスから提出された申請書類の資格審査と第2次審査の選定評価基準等の決定を行ない、2月3日、副町長、課長職、学識経験者で組織する指定管理者選定委員会において、株式会社アンビックスより、施設運営、利用者への対応、管理運営体制、管理経費等の考え方について説明を受けたあと、審査を行ない、その結果、唯一の申請者であります、現指定管理者株式会社アンビックスが、平成29年4月1日から10年間、南幌温泉ハート&ハートの指定管理者候補として選定され、本日の議案提案となったところであります。以上で、議案第31号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 なんぼろ温泉ハート&ハートの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程32 議案第32号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第32号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例を廃止する条例制定につきましては、旧夕張太小学校の譲渡に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

それでは、議案第32号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例を廃止する条例制定について、御説明申し上げます。次のページをお開き願います。

南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例を廃止する条例、南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例、平成26年条例第15号は、廃止する。平成27年9月に、旧夕張太小学校の施設等を、民間企業である日生バイオ株式会社に譲渡したことに伴い、本案を提案す

るものであります。附則としまして、この条例は公布の日から施行する。以上で内容の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程33 議案第33号から日程35 議案第35号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程33 議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程34 議案第34号 南幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程35 議案第35号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第33号から議案第35号までの3議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第34号 南幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第35号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員法などの改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは議案第33号から議案第35号までの3議案について御説明いたします。平成26年5月14日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律が本年4月1日より施行されます。内容としましては、公務員制度改革の一環によるもので、平成19年に国家公務員法の一部を改正する法律が制定され、国家公務員に人事評価制度及び退職管理制度が導入されたことに続き、地方公務員においても同様に、制度の導入が図られるものです。

初めに議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、制度導入により人事評価を、職員の任用、給与、分限、その他人事管理として活用が義務づけられたことから、本町においてもその運用を行うため、必要事項について条例などの整備を行うものです。また、平成26年に改正された行政不服審査法が、本年4月1日から施行されることに伴い、あわせて必要事項の整備を行うものです。別途配布しております、議案第33号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。この条例の目的、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。同条第2項の削除に伴い、項番号が繰り上げられるものです。給料表第5条第2項中「別に規則で」を「等級別基準職務表を次の各号に」改める。以下の第1号から第4号については、2ページ下段、別表第6行政職給料表（一）等級別基準職務表は、行政職にかかるもので1級から6級の職務の名称を明記しています。3ページ下段、別表第7医療職給料表（一）等級別基準職務表は、町立病院の医師、副院長、病院長職などにかかるものですが、派遣職員の場合は適用されません。4ページ、別表第8医療職給料表（二）等級別基準職務表は、町立病院の放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、薬剤師などの職務にかかるものです。5ページ下段、別表第9医療職給料表（三）等級別基準職務表は、町立病院の准看護師、看護師及び町部局の保健師などにかかるものです。以上、別表第6から別表第9までの職務表は今までは、規則で定めておりましたが、今回、法に基づき条文化するもので、その内容は今までと変更ありません。2ページに戻っていただきまして、勤務手当第16条の3第6項中、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。法の全部改正に伴い、法律番号が改められるものです。次に勤勉手当、第16条の4第1項中「それぞれ在職する職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、また、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。今まで勤務成績と表現されていたものが、人事評価と言いかえられるものです。6ページ附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次に、議案第34号 南幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員法では、町に対して、人事行政の運営状況についての、報告事項が定められておりますが、その中で、人事評価の状況及び、退職管理の項目が追加され、一方、勤務成績の評定項目が削除されたことに伴い、関係条文の整備を行うものです。別途配布しております議案第34号資料、新旧対照表をごらんください。報告事項、第3条中、改正前の第2号から第8号までを、改正後は第2号から第15号とし、第2号の職員の人事評価の状況、第7号の職員の退職管理の状況を新たに加え、改正前第6号中の「及び勤務成績の評定」を削除する。次ページ、公平委員会の報告事項、第5条第2号中、「不服申立て」を「審査請求」に改める。行政不服審査法の改正によるものです。附則とし

て、施行期日、第1項この条例は平成28年4月1日から施行する。経過措置、第2項この条例の施行前にされた不利益処分に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

次に、議案第35号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましても、地方公務員法の改正に伴い、関係条文の整備を行うものです。別途配布しております、議案第35号資料、新旧対照表をごらんください。目的、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。議案第33号と同様に、項番号が繰り上げられるものです。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。以上で、議案第33号、議案第34号、議案第35号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号 南幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第35号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第34号 南幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第35号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程36 議案第36号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第36号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の指定地域密着型サービス基準の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第36号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

この条例は、要介護1から要介護5と認定された方を対象としており、町内で運営されているグループホームや認知症デイサービスといった、指定地域密着型サービス事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を定める目的に、平成25年3月に制定した条例であります。

この度の改正は、介護保険法の改正により、現在北海道が指定・指導している通所介護事業所で、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所となり、事業所所在地の市町村に指定・指導の権限が移譲されることとなりました。

なお、地域密着型サービスは、本来、事業所所在地の住民が利用できるサービスですが、通所介護事業所の所在地以外の方であっても、平成28年3月31日までに通所介護の利用契約を締結している場合には、それぞれの所在地の市町村が地域密着型通所介護事業所の指定を行ったとみなされるため、平成28年度以降も事業所と契約を解除するまで、当該事業所を利用することができるとされております。

このことから、本町の通所介護事業所、南幌町では南幌みどり苑、デイサービスセンター、地域密着型通所介護に移行する意向はありませんが、近隣市町にある移行予定の事業所を利用している南幌町民がいることから、本条例に地域密着型通所介護事業所の規定を加える必要があるため一部改正をするものでございます。さらに、地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務づけられた点が主な改正点であります。なお、この条例の制定にあたっては、厚生労働省

令で定められている基準等について、従うべき基準など3つに分類されていますが、国の基準を上回って定めなければならない、特段の事情や地域性がないことから、国の基準に基づき改正を行っております。

別途配布しました、議案第36号資料 新旧対照表で御説明をいたします。表の左側が新条例、右側が旧条例で、アンダーラインの部分が改正箇所であります。

初めに、目次です。国の基準が第2章、「認知症対応型通所介護」の前に「地域密着型通所介護」が加わったため、町条例についても同様の形としております。2ページをお開きください。

第1章の2地域密着型通所介護、第1節基本方針第3条の2です。地域密着型通所介護については、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持・向上を目指し、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の孤立感の解消や心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとしております。

第2節人員に関する基準、第3条の3従業者の員数であります。3ページから5ページの中段にかけては、地域密着型通所介護に従事すべき職種やその人数について規定しています。(従うべき基準)

第3条の4管理者については、管理者の配置に関する規定でございます。(従うべき基準)

第3節設備に関する基準、第3条の5設備及び備品等については、地域密着型通所介護事業所の運営に当たって備えなければならない設備や備品等について規定しています。

6ページ下段、第4節運営に関する基準、第3条の6から、13ページ中段の第3条の18の内容につきましては、旧条例で認知症対応型通所介護で規定しており、24ページの第11条から30ページ第23条を繰り上げるものでございます。

13ページ下段、第3条の19から15ページ上段の第3条の21については、地域密着型通所介護の基本取扱方針、具体的な取扱方針、介護計画の作成について、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために、目標の設定や目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成し、その提供方法の説明を利用者や家族に行い同意を得ることを規定しています。

15ページ下段、第3条の22から、20ページ上段の第3条の34までの内容につきましても、旧条例で認知症対応型通所介護規定32ページ第27条から第29条及び第31条から35ページの第39条並びに37ページの第42条を繰り上げるものであります。

20ページ中段、第3条の35地域との連携等では、地域との連携や運営の透明性を確保するために利用者やその家族、地域住民などによる運営推進会議を6カ月に1回以上開催することを義務づけています。

21ページの中段、第3条の36事故発生時の対応、第37条の3

7会計の区分ではこの内容につきましても、旧条例で認知症対応型通所介護で規定、36ページ第40条及び第41条を繰り上げるものがございます。

22ページの上段、第3条の38記録の整備につきましても、記録として整備すべき内容を規定をしてございます。第2項の記録の保存年限につきましても、国の基準では2年となっておりますが、旧条例の制定時より、他の制度との整合性を図るために5年としてございます。

22ページ下段、第4条、ここからは、認知症対応型通所介護の内容となります。

第4条については、認知症対応型通所介護の基本方針です。文言整理による改正でございます。

第7条第4項についても、同様、文言整理による改正であります。

第9条利用定員等で第1項並びに第2項については、介護保険法の一部改正による項ずれによる改正でございます。

24ページから30ページ、第11条から第23条につきましても、この度の改正により先ほど説明しました地域密着型通所介護に規定したため削除するものがございます。

31ページをお開きください。第24条、第25条、第26条については、旧条例の第11条と第13条を削除したことに伴う文言整理でございます。

32ページをお開きください。第27条から第29条につきましても、地域密着型通所介護に規定したため削除するものがございます。

33ページをごらんください。第30条につきましても、文言整理でございます。

33ページの中段、第31条から37ページの下段までの第42条につきましても、地域密着型通所介護に規定したため削除するものがございます。

第43条記録の整備でございます。こちらにつきましても、記録すべき内容の条項を次の第43条の2において準用することとなったための改正であります。なお、38ページの第5号につきましても、運営推進会議の設置が義務付けられたことから、これに係る記録を整備するものであります。

第43条の2準用でございます。こちらにつきましても、地域密着型通所介護の内容と同様の条項を準用するための改正でございます。

第44条からは、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームの内容でございます。介護保険法の一部改正に伴う項ずれによる改正であります。

39ページをごらんください。第64条につきましても、地域密着型通所介護に規定したため削除するものがございます。

第66条の記録の整備と、40ページの第67条の準用につきましても、地域密着型通所介護の条項を第67条で準用することになったための改正でございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上

で、議案第36号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第36号 南幌町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案の通り可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程37 議案第37号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第37号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の指定地域密着型介護予防サービス基準の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第37号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

この条例は、要支援1、要支援2と認定された方を対象とした地域密着型介護予防サービス提供事業所の運営基準と、介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定めるために、議案第36号の条例と一体的に制定を行った条例であります。

この度の改正は、国で定めている基準の一部改正により、介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務付けられました。

なお、議案第36号の条例改正では、地域密着型通所介護に係る基準に加える改正を行っておりますが、平成27年4月1日の介護保険法の改正により、要支援1と2に認定された方の通所介護の利用については、平成30年3月31日までに順次、地域支援事業の総合事業の通所型サービスに移行されることから、これまでどおり北海道の所管となるため、本条例の対象とはなりません。

また、この条例においても、基準類型を基本に改正することとなりますが、特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準どおり改正をしてございます。

別途配布しました議案第37号資料、新旧対照表で御説明をいたします。

第2条定義並びに第9条利用定員等については、介護保険法の一部改正に伴う項ずれによる改正でございます。

2ページ中段をごらんください。第39条地域との連携等につきましては、第1項及び第2項で、地域との連携や運営の透明性を確保するために利用者やその家族、地域住民などによる運営推進会議を6カ月に1回以上開催することとし、またその記録の作成や公表について、第5項では、事業所と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合においては、それ以外の利用者へもサービスの提供を行うよう改正するものです。

3ページ中段をごらんください。第40条記録の整備につきましては、第39条に規定した運営推進会議の内容について記録を整備するよう改正するものでございます。

第60条については、地域密着型共同生活介護いわゆるグループホームに係る内容でございます。第39条の認知症対応型通所介護において地域との連携等を整備したことにより削除するものでございます。

4ページ目をごらんください。第62条記録の整備、第2項第7号につきましては、次の第63条にて認知症対応型通所介護の内容を準用することになったための改正です。

5ページ中段、第63条準用については、認知症対応型通所介護の内容を準用することとなったための改正と、それに伴いグループホームにおける運営推進会議については、従来より2カ月に1回以上実施することとなっているための読み替えをするための改正でございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上で、議案第37号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 1点伺います。36号と37号に関連しているんですけども、要支援の1・2が国の中で、介護保険から発するような話があるんですけども、その辺との絡みで伺います。

今、条例改正なんですけど、36号37号をすることによって、今までと何か大きく変わることがあるのかどうか、それが1点と、6カ月に1回以上開催になっている運営推進会議、この運営推進会議のメンバーっていうか、その構成されている、そこのところちょっと、質問いたします。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい。それでは、まず1点目の大きく変わる部分でございますけども、今回要支援1については、町の総合事業に移行するということで

ございますので、より町で行う、介護者にとっての、事業の中で、よりサービスが充実した内容でできるのかなというふうに思っております。

2点目の運営推進会議でございますけども、より運営の透明性を図る目的から設置するわけでございます。開催については6カ月に1回以上ということでございますけども、メンバーにつきましては当該地域の住民の代表、ですから区長さん、今は区長さんということと考えてございます。それと地域の民生委員さん。それと老人クラブの代表の方、ですから単位クラブの老人会長さん等になろうかと思っております。それと事業所の管理者、それと町の職員、私ども担当する課の職員というふうに現在考えてございます。以上です。

議長
熊木議員
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

今の御答弁いただきまして、推進会議のほうは町も関与してやられていくということで、より透明性が図れるかと思っております。

今現在、南幌町の中にグループホームを含めて、そういう受け入れる施設とそれから人数はどのぐらいになっているのか、そこちょっと1点伺います。

議長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

それではまず通所介護の関係でございますけども、これは居宅サービスにかかわる分でございます。先ほども条例の中で御説明をさせていただきましたけども、南幌みどり苑デイサービスセンター、これが25名の現在定員でございます。今回は、この事業者については、移行はしないということでございます。次に、認知症対応型通所介護がございます。小規模デイサービスセンターみどり野でございます。旧ミックのところでございます。これが定員12名、現在状況的には空きがあるように聞いてございます。続いて、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームでございます。町内には4カ所ほどございます。まず、福音の家これは定員9名、鶴城の郷これは2ユニットで定員が18名、なかま定員9名、みどり野の里定員9名で、前定員あわせますと45名という状況でございます。現在のところ町内にある事業所で、サービスが満たされているという考えでございます。

それと施設サービスでございますけれども、これは介護老人施設で2カ所ございますけれども、特別養護老人ホームなんぼろみどり苑、これが定員70床で現在69名でございます。1人の方は長期に病院に入院されてるよう聞いてございます。それと介護老人保健施設ゆう、これも同じく定員70名でございます。こちらのほうは、満床状態ということでございます。以上です。

議長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

詳しく教えていただきありがとうございます。空きはグループホームを含めて、今の、みどり野12床のところは空きがあるくらいで、ほとんど埋まっているということですよ、先ほどの36号で聞けばよかったんですけども、36号の中でも、3月31日までに今、南幌町以外の施設を利用している方が、そこと契約を結んでいる場合はそのままできるということですけども、今後、今介護保険と

かを使っていて要支援とかから移っていったとき時に、その施設を利用するっていう時に、南幌町内で空きがなかった場合に、他町村を利用するってことになるかと思うんですけども、3月31日以降になるっていうことでは、他町村の施設を利用するってことが可能なのかどうか、そこ1点伺います。

議 長
保健福祉課長
(再々答弁)

保健福祉課長。

現在、南幌町民が町外に施設を利用されてる方が3名ございます。3月31日までということでございますけれども、それ以降の利用、町外の施設の利用についてだと思っておりますけれども、これについては、地域密着型ということで、本来であれば、その町、市の住民ということになりますけれども、空きがあった場合には、南幌町との話の中で、利用は可能でございますけれども、ただ、こういう状況ですので、施設については、空きの状況を見てということになるかと思っております。現在のところ近隣の町村の状況を聞きますと、こういう制度改革によって、地域密着型の事業所がふえてきてございますので、そういう状況から見ると、今後、南幌町での受け入れが不可能になった場合については、町外の施設の利用も当然出てくるわけですから、それらの状況を見てですね、事業所との話の中で、適切に進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第37号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程38 発議第1号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 議 長 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程39 発議第2号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

(午前10時27分)

(午前10時40分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 議案第38号から追加日程2 報告第1号までの2議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第38号から追加日程2 報告第1号までの2議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第38号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第38号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した広域連携事業として、空知首都圏交流基盤創造事業及び、学生地域定着支援促進事業に伴う経費の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,552万円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第38号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の説明を行います。

初めに歳出から説明します。10ページをごらんください。

2款総務費1項4目企画振興費、補正額813万4,000円の追加です。説明欄で、空知・首都圏交流基盤創造事業で764万5,000円の追加です。空知総合振興局が主体となり、地方創生加速化交付金を活用し、管内24市町の広域連携による首都圏における地域ブランド力と知名度向上を目指し実施するため、それぞれの項目で追加するものでございます。学生地域定着支援促進事業で48万9,000円の追加です。江別市内の大学生の近隣地域への就職、定住等を推進するため設立をいたしました広域連携協議会への負担金を追加するもので、同じく地方創生加速化交付金を活用し実施いたします。なお、それぞれの事業につきましては翌年度に繰り越し実施いたします。

次に歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額757万2,

000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で地方創生加速化交付金を追加するものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額56万2,000円の追加です。1節財政調整基金繰入金で財源調整をするものです。

以上、歳入歳出それぞれ813万4,000円を追加し、補正後の総額を54億7552万円とするものでございます。

次に第2表、繰越明許費補正の説明を行います。5ページをごらんください。第2表、繰越明許費補正、追加でございます。歳出で説明をいたしましたそれぞれの事業を翌年度に繰り越すものでございます。以上で議案第38号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第38号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程2 報告第1号 平成28年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

9番 石川 康弘委員長。

石川議員 平成28年3月14日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第13号 南幌町行政不服審査会条例制定について、議案第14号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号 町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号 南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第23号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について、議

案第24号 平成28年度南幌町一般会計予算、議案第25号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成28年度南幌町病院事業会計予算、議案第27号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 平成28年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第30号 平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、以上18議案について、3月10日、11日、14日の3日間において慎重審議した結果、全会一致により可決すべきものと決定しました。以上です。

議長

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは、採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第13号 南幌町行政不服審査会条例制定について

議案第14号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 平成28年度南幌町一般会計予算

議案第25号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成28年度南幌町病院事業会計予算

議案第27号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第28号 平成28年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第29号 平成28年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第30号 平成28年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上18議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席下さい。

賛成起立全員であります。よって本18議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会で提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

これをもちまして閉会したいと思います。御異議ありませんか。
(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時40分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議長 _____

5 番 _____

6 番 _____